

第121回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月24日（火曜日）
午前10時

会場 グランドニッコー東京 台場
地下1階「パレロワイヤル」

議案 <会社提案>
第1号議案 取締役12名選任の件
<株主提案>
第2号議案 定款一部変更の件

株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

詳細は5頁および6頁をご覧ください。

議決権行使期限

**2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分まで**

目次

ごあいさつ	1
定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	25
連結計算書類等	52

野村ホールディングス株式会社

証券コード 8604

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期は、これまでの地政学的なリスクに加え、米国の大統領選挙等を通じて、世界秩序が大きく変化する過渡期にあり、現在もその変化の流れは継続しております。2024年中は、米国での新政権発足や金融政策の転換に対する期待が先行し、マーケットは堅調に推移いたしました。一方で、2025年に入って以降、特に、トランプ政権発足後、関税の発効や米中摩擦懸念が高まりました。その結果、各国政府の政策運営や企業の経営戦略の立案が一層難しくなっており、不透明な環境が続いております。

日本においては、物価や賃金の上昇など構造的な経済転換、日銀による金融政策の正常化と利上げの実施、日本企業の収益性を高める構造改革等を通じ、前向きな変化が着実に表れております。特に、新NISAをきっかけに、「貯蓄から資産形成への流れ」が本格的に進展しております。グローバルな政治、経済の変化の影響は、国内市場においても避けられないものの、日本のファンダメンタルズは全般的に良好であると認識しております。

このような環境の下、当社は「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を掲げ、お客様一人ひとりにカスタマイズされたサービス、ソリューション提供を推進してまいりました。2024年5月には、2030年度に向けた経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」を策定いたしました。具体的目標として、「ROE8~10%+の安定的な達成」および「税前利益5,000億円超の達成」を掲げ、確実に歩を進めております。

この戦略のもとで、安定収益の拡大やホールセール部門収益の多様化、コスト・コントロールなど、中長期的な取組みを着実に進めた結果、当期の収益合計（金融費用控除後）は、1兆8,925億円、税前利益は4,720億円、当期純利益は3,407億円と増収増益となりました。これまで取り組んできた戦略が奏功し、通期ROEは10.0%と目標とする水準を上回り、当期純利益は過去最高を更新いたしました。

配当につきましては、当社の配当方針に基づき、2025年3月末を基準日とする配当金を、100周年記念配当10円の特別配当とあわせて1株につき34円、中間配当を加えた年間の配当金としては1株につき57円とさせていただきます。

2025年12月、当社は創立100周年を迎えます。当初84人でスタートした会社は、現在では約30の国や地域に拠点をもち、90以上の国籍を持つ2万7千人以上の社員が活躍するプラットフォームへと成長いたしました。当社が社会から信頼を得て、存在感を示しながら成長を遂げられたのは、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーのご支援あつてのことであり、改めて感謝申し上げます。

私たちのパーパス、「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」に基づき、これからも皆様からの信頼とご期待にお応えべく、企業価値向上およびパーパスの実践に向けてグループ丸となって努力を続けてまいります。そして、新たな挑戦を続け、これまでの枠を超えて、グループを次のステージへ進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

2025年5月

野村ホールディングス株式会社

取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO

奥田 健太郎



定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「定時株主総会招集ご通知」および「電子提供措置事項記載書面のうち法令および定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

[当社ウェブサイト]

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（会社名）「野村ホールディングス」または証券コード「8604」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類 / PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

[東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前の議決権行使をお願いしております。株主総会参考書類をご検討いただき、5頁に記載の「議決権行使についてのご案内」および6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照の上、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に賛否をご表示いただき、当社に到着するよう折り返しお送りくださるか、電磁的方法（インターネット等）を通じてご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

1 日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都港区台場二丁目6番1号 グランドニッコー東京 台場 地下1階「パレロワイヤル」 ※「パレロワイヤル」が満席となった場合、第二会場等をご案内いたしますので、ご了承ください。
3 株主総会の目的事項 報 告 事 項 決 議 事 項	1. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <会社提案> 第1号議案 取締役12名選任の件 <株主提案> 第2号議案 定款一部変更の件
4 議決権行使に関する事項	(1) 書面による議決権行使と電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効といたします。 (2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。 (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とあわせてご提出ください。

以上

◎当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第25条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査委員会および会計監査人が監査をした対象のうちの一部であります。

- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要」
- ② 連結計算書類の「連結注記表」
- ③ 計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を、2頁の当社および東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈事前の質問受付および事後の動画配信についてのご案内〉

本株主総会においては、当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載、ならびに事後の動画配信をいたします。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shm/>



(1)事前の質問受付

上記の当社ウェブサイトにて事前の質問受付および回答の掲載をいたします。こちらは、株主の皆様専用のコンテンツとなっております。以下のIDとパスワードをご入力の上、株主様専用ページにアクセスください。

当社ウェブサイトを通じた事前の質問受付は、2025年5月30日（金曜日）から2025年6月20日（金曜日）までの間、実施いたします。

また、代表的なご質問への回答は、2025年6月26日（木曜日）から2025年7月31日（木曜日）までの間、掲載いたします。

(ID: パスワード:) (半角英数字)

(2)事後の動画配信

上記の当社ウェブサイトにて、株主総会当日に放映する事業報告の内容を、2025年6月26日（木曜日）から2025年12月1日（月曜日）までの間、配信いたします。

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書に議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

[illegible]

第1号議案については、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

▶ 賛成の場合：[賛] の欄に○印 ▶ 反対の場合：[否] の欄に○印

会社提案	第1号議案	株主からの ご提案	第2号議案
	賛 否		賛 否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

会社提案	第1号議案	株主からの ご提案	第2号議案
	賛 否		賛 否

当社取締役会は株主提案に反対しております。
当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

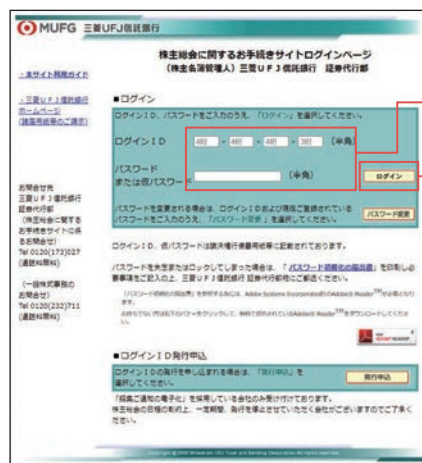
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、上記のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<会社提案>

第1号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了になります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任の取締役候補者1名を含む取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。

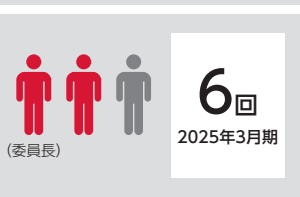
取締役候補者12名（女性3名）のうち、社外取締役候補者は8名であり、執行役を兼務する予定の取締役候補者は、奥田健太郎および中島豊の2名となります。

取締役候補者は次のとおりです。

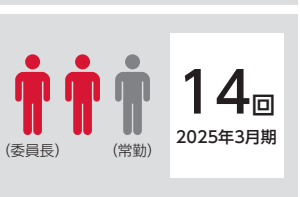
候補者 番号	氏 名		担 当	取締役会への出席状況 (2025年3月期)
1	永井 浩二 (ながい こうじ)	重 任	非業務執行取締役 取締役会長 指名委員（*） 報酬委員（*）	100%（11回/11回）
2	奥田 健太郎 (おくだ けんたろう)	重 任	執行役兼務 代表執行役社長 グループCEO	100%（11回/11回）
3	中島 豊 (なかじま ゆたか)	重 任	執行役兼務 代表執行役副社長	100%（11回/11回）
4	小川 祥司 (おがわ しょうじ)	重 任	非業務執行取締役 監査委員（常勤） リスク委員	100%（11回/11回）
5	Victor Chu (ビクター・チュウ)	重 任	社外取締役・独立役員 監査委員	100%（11回/11回）
6	J. Christopher Giancarlo (クリストファー・ジャンカルロ)	重 任	社外取締役・独立役員 リスク委員	100%（11回/11回）
7	Patricia Mosser (パトリシア・モッサー)	重 任	社外取締役・独立役員 リスク委員 (委員長（予定）)	100%（11回/11回）
8	高原 豪久 (たかはら たかひさ)	重 任	社外取締役・独立役員 指名委員 報酬委員	100%（11回/11回）
9	石黒 美幸 (いしぐろ みゆき)	重 任	社外取締役・独立役員 指名委員（予定） 報酬委員（予定） リスク委員	100%（11回/11回）
10	石塚 雅博 (いしづか まさひろ)	重 任	社外取締役・独立役員 監査委員（委員長）	100%（11回/11回）
11	大島 卓 (おおしま たく)	重 任	社外取締役・独立役員 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	100%（9回/9回） ※取締役就任後に開催された すべての取締役会に出席
12	Nellie Liang (ネリー・リャン)	新 任	社外取締役・独立役員 リスク委員（予定）	（新任）

（*）本総会終結の時をもって、同氏は現任の指名委員および報酬委員を退任予定です。

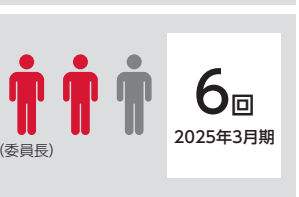
指名委員会



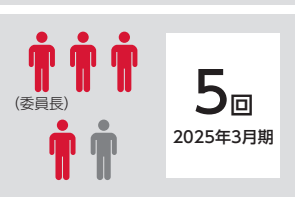
監査委員会



報酬委員会



リスク委員会



 : 社外取締役
 : 社内取締役
(非業務執行取締役)
(上図の人数・構成は2025年3月末時点)

経営	グローバル	金融業	会計財務	法制度・規制	内部統制 (リスク管理含む)	デジタル・IT・DX	サステナビリティ
●	●	●					●
●	●	●					●
●	●	●			●		
	●	●			●		
●	●	●		●	●		●
●	●	●		●	●	●	
	●	●		●	●	●	
●	●						●
				●	●		
			●		●		
●	●						●
	●	●		●	●		●

1 永井 浩二

ながい こうじ

重 任

非業務執行取締役



取締役会長

指名委員（＊） 報酬委員（＊）

生年月日：

1959年1月25日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

6回／6回

指名委員会への出席状況：

6回／6回

所有する当社株式数：

普通株式 512,942株

略 歴

1981年 4 月 当社入社
2003年 4 月 野村證券(株)取締役
2003年 6 月 同社執行役
2007年 4 月 同社常務執行役
2008年10月 同社常務（執行役員）
2009年 4 月 同社執行役兼専務（執行役員）
2011年 4 月 同社Co-COO兼執行役副社長
2012年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2012年 8 月 当社代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2013年 6 月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（兼 野村證券(株)取締役兼代表執行役社長）
2017年 4 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)取締役会長）
2020年 4 月 当社取締役会長（兼 野村證券(株)取締役会長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役会長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社取締役兼代表執行役社長グループCEO、野村證券(株)取締役兼代表執行役社長等を歴任し、2020年4月より当社取締役会長を務めております。

野村グループの業務に精通した同氏が取締役会長として取締役会の議長を務めることにより、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営されることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、**執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役**であります。

（＊）本総会終結の時をもって、同氏は**現任の指名委員および報酬委員を退任予定**です。

2 奥田 健太郎

おくだ けんたろう

重 任

執行役兼務

代表執行役社長 グループCEO

生年月日：

1963年11月7日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 439,490株



略 歴

1987年 4 月 当社入社
2010年 4 月 野村證券(株)執行役員
2012年 4 月 同社常務（執行役員）
2012年 8 月 当社常務（執行役員）（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2013年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2015年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)専務（執行役員））
2018年 4 月 当社執行役グループCo-COO（兼 野村證券(株)取締役兼執行役副社長）
2019年 4 月 当社執行役副社長グループCo-COO
2020年 4 月 当社代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
2020年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役）
2021年 6 月 当社取締役兼代表執行役社長グループCEO（兼 野村證券(株)代表取締役社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役副社長グループCo-COO、野村證券(株)取締役兼執行役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役社長グループCEOおよび野村證券(株)代表取締役社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役にによって構成されております。執行のトップが取締役に兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

3 中島 豊

なかじま ゆたか

重 任

執行役兼務

代表執行役副社長

生年月日：

1965年 8月 2日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 672,392株



略 歴

1988年 4 月 当社入社
2011年 4 月 野村證券(株)執行役員
2015年 5 月 当社執行役員
2016年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)常務（執行役員））
2017年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼常務（執行役員））
2018年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)執行役兼専務（執行役員））
2019年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)取締役兼専務（執行役員））
2021年 4 月 当社執行役員（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）
2023年 4 月 当社代表執行役副社長（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）
2023年 6 月 当社取締役兼代表執行役副社長（兼 野村證券(株)代表取締役副社長）（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)代表取締役副社長

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社執行役員 グローバル・マーケットズ ヘッド、野村證券(株)代表取締役副社長等を歴任し、現在は当社取締役兼代表執行役副社長を務めております。

当社の取締役会の大半は、社外取締役を含めた業務執行を行わない取締役によって構成されております。執行のトップが取締役に兼務することにより、取締役会が業務執行の状況や会社の状況を把握することが容易となり、より実効的な経営監督機能を発揮することを期待し、取締役候補者いたしました。

4 小川 祥司

おがわ しょうじ

重 任

非業務執行取締役

監査委員（常勤） リスク委員

生年月日：

1964年8月9日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

監査委員会への出席状況：

14回／14回

所有する当社株式数：

普通株式 54,740株



略 歴

1987年 4 月 当社入社
2007年 4 月 野村證券(株)IB企画部長
2008年10月 同社キャピタル・マーケット部長兼キャピタル・ソリューション部長
2009年 7 月 同社キャピタル・マーケット部長
2012年 4 月 同社IB企画部長
2013年 7 月 当社グループ監査業務室長（兼 野村證券(株)監査業務室長）
2016年 8 月 当社取締役会室長（兼 野村證券(株)取締役会室長）
2017年 4 月 当社執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当
（兼 野村證券(株)執行役員 インターナル・オーディット担当）
2021年 4 月 当社顧問
2021年 6 月 当社取締役（現任）

重要な兼職状況

Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター
Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター

取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、当社グループ監査業務室長、取締役会室長、執行役員 グループ・インターナル・オーディット担当等を歴任し、野村グループのガバナンス、内部統制および内部監査分野における豊富な経験と知見を有しております。

同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き常勤の監査委員およびリスク委員を務める予定です。監査委員に野村グループの業務に精通した同氏を加えることで、監査委員会による監査の実効性が高まることを期待し、取締役候補者としたしました。

同氏は、執行役を兼務せず、業務執行を行わない取締役であります。

【社外取締役候補者（候補者番号5～12）】

社外取締役候補者8名は、全員が当社の定める独立性基準を満たしております。

また、当社は、社外取締役候補者の全員を独立役員（㈱東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役）に指定しております。

（ご参考）野村ホールディングスの社外取締役「独立性基準」

当社の社外取締役は、野村グループ（*1）に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

（1）本人が、現在または過去3年間において、原則として以下に掲げる者に該当しないこと。

①当社関係者

以下に定める要件を満たす者を当社関係者とする。

- A) 当社の業務執行者（*2）が役員に就任している会社の業務執行者
- B) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
- C) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員

②野村グループの主要な借入先（*3）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な借入先とする者もしくはその業務執行者

③野村グループの主要な取引先（*4）である者もしくはその業務執行者または野村グループを主要な取引先とする者もしくはその業務執行者（パートナー等を含む）

④野村グループより、役員報酬以外に年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）を超える報酬を受領している者

⑤一定額を超える寄付金（*5）を当社より受領している団体の業務執行者

（2）本人の配偶者、二親等内の親族または同居者が、現在、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。

①野村グループの業務執行者

②上記（1）①～⑤に掲げる者（*6）

（注）

*1 野村グループとは、当社および当社の事業報告に重要な子会社として記載されているものをいう。

*2 業務執行者とは、業務執行取締役および執行役ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

*3 主要な借入先とは、連結総資産の2%以上に相当する金額の借入（代替性や返済可能性等の観点から重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*4 主要な取引先とは、最終事業年度における年間連結売上上の2%を超える金額の取引（一般的な条件で行われるもの等、重要でないものを除く）を行っている場合の相手方をいう。

*5 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間1,000万円（外貨の場合は12万米ドル相当）または当該団体の総収入もしくは経常収益の2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。

*6 （1）① C)に掲げる事項は、本人が監査委員ではなく、かつ、当社の会計監査人において当該関係が会計監査人としての独立性に影響がないと判断している場合には適用しない。

以上

5 Victor Chu

ビクター・チュー

重 任

社外取締役・独立役員

監査委員

生年月日：
1957年6月20日生

取締役会への出席状況：
11回／11回

所有する当社株式数：
普通株式 0株

在任年数：
4年

監査委員会への出席状況：
12回／14回



略 歴

1982年12月 The Supreme Court, Hong Kong ソリシター
1988年 1 月 First Eastern Investment Group（第一東方投資集団） チェアマン兼CEO（現任）
1988年10月 Hong Kong Stock Exchange ディレクター兼カウンスルメンバー
1992年 6 月 Hong Kong Securities and Futures Commission アドバイザリー・コミッティ・メンバー
2003年 8 月 World Economic Forum ファンデーション・ボード・メンバー
2018年 4 月 Airbus SE インディペンデント・ディレクター（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

First Eastern Investment Group（第一東方投資集団） チェアマン兼CEO
University College London チェア・オブ・カウンスル
International Business Council of the World Economic Forum 共同議長
Airbus SE インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、国際的な投資会社であるファースト・イースタン・インベストメント・グループ（第一東方投資集団）を創業し、長年にわたりチェアマン兼CEOを務められているほか、香港証券取引所や香港証券先物委員会にて要職を歴任されております。同氏は、企業経営および金融業についての豊富な経験ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに関する高い専門性を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としていたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員を務める予定です。

6

J. Christopher Giancarlo

重 任

社外取締役・独立役員

クリストファー・ジャンカルロ



リスク委員

生年月日：

1959年5月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 0株

在任年数：

4年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回

略 歴

1984年 9 月 Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon アソシエイト・アトニー
1985年10月 Curtis, Mallet-Prevost, Colt & Mosle アソシエイト・アトニー
1992年 1 月 Giancarlo & Gleiberman アトニー兼ファウンディング・パートナー
1997年 9 月 Thelen Reid Brown Raysman & Steiner アトニー兼（エクイティ）パートナー
2000年 4 月 Fenics Software ヴァイス・プレジデント兼リーガル・カウンセル
2001年 4 月 GFI Group Inc. エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント
2014年 6 月 U.S. Commodity Futures Trading Commission (CFTC) コミッショナー
2017年 1 月 同 チェアマン
2019年10月 American Financial Exchange インディペンデント・ディレクター
2020年 1 月 Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセル
Digital Dollar Project チェア・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクター
Digital Asset Holdings, LLC インディペンデント・ディレクター
Paxos Trust Company LLC インディペンデント・ディレクター
Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター
Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、米国の証券仲介会社であるGFIグループのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントや米国商品先物取引委員会（CFTC）の委員長を歴任される等、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務める予定です。

7 Patricia Mosser

パトリシア・モッサー

重 任

社外取締役・独立役員

リスク委員（委員長（予定））

生年月日：	取締役会への出席状況：	所有する当社株式数：
1956年2月14日生	11回／11回	(100 ADR (＊))
在任年数：	リスク委員会への出席状況：	
4年	5回／5回	



略 歴

1986年 7 月	Columbia University, Economics Department アシスタント・プロフェッサー
1991年 1 月	Federal Reserve Bank of New York (FRBNY) エコノミスト兼ヴァイス・プレジデント
2006年11月	同 シニア・ヴァイス・プレジデント、FX Forum, Executive Meeting of East Asia and Pacific (EMEAP) Central Banks, Bank for International Settlements メンバー
2007年 1 月	American Economic Association's Committee on the Status of Women in the Economics Profession ボード・メンバー
2007年 6 月	Markets Committee, Bank for International Settlements メンバー
2009年 1 月	Federal Open Market Committee (FOMC) アクティング・システミック・オープン・マーケット・アカウント・マネージャー
2013年10月	Office of Financial Research (OFR), U.S. Treasury Department デピュティ・ディレクター
2013年10月	Deputies Committee of the Financial Stability Oversight Council (FSOC) メンバー
2015年 6 月	Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA) シニア・リサーチ・スカラー、 Central Banking and Financial Policy ディレクター（現任）
2021年 6 月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

Columbia University, School of International and Public Affairs (SIPA)

- ・シニア・リサーチ・スカラー
- ・Central Banking and Financial Policy ディレクター

Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、コロンビア大学国際公共政策大学院（SIPA）のシニア・リサーチ・スカラー、Central Banking and Financial Policy ディレクター等を現任されているほか、米国財務省金融調査局（OFR）米国債部門のデピュティ・ディレクターやニューヨーク連邦準備銀行（FRBNY）のシニア・ヴァイス・プレジデントを歴任される等、長年のエコノミストおよびセントラル・バンカーとしての経験を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といいたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務め、また、本年より委員長に就任する予定で

（＊）米国預託証券

8 高原 豪久

たかはら たかひさ

重 任

社外取締役・独立役員

指名委員 報酬委員

生年月日：

1961年7月12日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

報酬委員会への出席状況：

6回／6回

在任年数：

4年

指名委員会への出席状況：

6回／6回

所有する当社株式数：

普通株式 881株



略 歴

1986年 4 月 (株)三和銀行（現、(株)三菱UFJ銀行）入行
1991年 4 月 ユニ・チャーム(株)入社
1995年 6 月 同社取締役
1996年 4 月 同社取締役 購買本部長兼国際本部副本部長
1997年 6 月 同社常務取締役
1998年 4 月 同社常務取締役 サニタリー事業本部長
2000年10月 同社常務取締役 経営戦略担当
2001年 6 月 同社代表取締役社長
2004年 6 月 同社代表取締役社長執行役員（現任）
2021年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員
住友商事(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、ユニ・チャーム(株)代表取締役社長執行役員を現任される等、企業経営についての豊富な経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験と高い独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員および報酬委員を務める予定です。

9

石黒 美幸

いしぐろ みゆき

重 任

社外取締役・独立役員

指名委員（予定） 報酬委員（予定） リスク委員

生年月日：

1964年10月26日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 0株

在任年数：

2年

リスク委員会への出席状況：

5回／5回



略 歴

1991年 4月 弁護士登録、常松築瀬関根法律事務所（現、長島・大野・常松法律事務所）入所
1999年 1月 同法律事務所パートナー
2000年 1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー（現任）
2004年10月 Columbia Law School 客員教授
2015年 5月 Inter-Pacific Bar Association (IPBA) 事務総長
2016年 2月 総務省電波監理審議会 委員
2016年 4月 一橋大学経営協議会 委員
2018年 4月 東京弁護士会 副会長
2023年 6月 当社社外取締役（現任）
2024年 4月 IPBA 会長

重要な兼職状況

長島・大野・常松法律事務所パートナー
レーザーテック㈱社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナーを現任され、国際的な法曹団体である環太平洋法曹協会（IPBA）会長等を歴任される等、長年の弁護士としての経験からファイナンスやキャピタルマーケット等に関する法制度・規制に精通しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続きリスク委員を務め、また、本年より指名委員および報酬委員を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーを務めておりますが、同法律事務所と当社との間における2024年度の取引額は、同法律事務所の売上高の1%未満であります。また、同氏および同法律事務所と当社との間に顧問契約の締結はありません。

10 石塚 雅博

いしづか まさひろ

重 任

社外取締役・独立役員

監査委員（委員長）

生年月日：

1960年4月21日生

取締役会への出席状況：

11回／11回

所有する当社株式数：

普通株式 6,600株

在任年数：

2年

監査委員会への出席状況：

14回／14回



略 歴

1984年10月 デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（＊1）入所
1988年4月 公認会計士登録
1997年6月 監査法人トーマツ（＊1）パートナー
1998年1月 Deloitte & Touche LLP ニューヨーク事務所 駐在
2004年10月 監査法人トーマツ（＊1）業務管理本部 監査テクノロジー部長
2010年8月 日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長
2010年10月 有限責任監査法人トーマツ品質管理本部 マニュアル室長
2015年11月 デロイト トーマツ合同会社 ボードメンバー
2017年6月 デロイト トーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ
執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部 本部長
2022年6月 デロイト トーマツ グループ エシックス・オフィサー
2023年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

野村證券(株)取締役（＊2）

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、デロイト トーマツ合同会社/有限責任監査法人トーマツ執行役レピュテーション・クオリティ・リスクマネジメント本部本部長や日本公認会計士協会 監査基準委員会副委員長等を歴任されております。また、同氏は、長年の公認会計士としての経験から国際的な会計制度に精通し、米国企業改革法上の財務専門家に該当する高い専門性を有し、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き監査委員（委員長）を務める予定です。

独立性に関する補足事項

同氏は、2023年5月末まで、有限責任監査法人トーマツのパートナーを務めておりましたが、同監査法人を含むデロイト トーマツグループと当社との間における2024年度の取引額は、同グループの売上高の1％未満であります。

（＊1）いずれも、現、有限責任監査法人トーマツ

（＊2）同氏は野村證券(株)において非業務執行取締役であり、同社の監査等委員（委員長）を務めています。同氏は当社の社外取締役であるため、会社法第2条第15号ハに基づき、同社の社外取締役ではなく取締役としています。

11 大島 卓

おおしま たく

重 任

社外取締役・独立役員

指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）

生年月日：

1956年7月14日生

取締役会への出席状況：

9回／9回(就任後の開催回数)

報酬委員会への出席状況：

5回／5回(就任後の開催回数)

在任年数：

1年

指名委員会への出席状況：

5回／5回(就任後の開催回数)

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

1980年 3 月 日本碍子(株)入社
2007年 6 月 同社執行役員
2011年 6 月 同社常務執行役員
2014年 6 月 同社代表取締役社長
2021年 4 月 同社代表取締役会長（現任）
2024年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職状況

日本碍子(株)代表取締役会長（＊）
東海旅客鉄道(株)社外取締役
東邦瓦斯(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、日本碍子(株)代表取締役社長等を歴任される等、企業経営についての豊富な経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、引き続きその豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の重任が承認された場合、本総会終了後、同氏は引き続き指名委員（委員長）および報酬委員（委員長）を務める予定です。

（＊）同氏は、日本碍子(株)代表取締役会長として会社法上業務執行権限を有しますが、同社ホームページ（企業情報＞コーポレートガバナンス＞各機関の状況）によれば、「取締役会議長は非業務執行の取締役です」とされております。また、同氏は同社の経営会議（社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関）の構成員ではありません。

12 Nellie Liang

ネリー・リャン

新 任

社外取締役・独立役員

リスク委員（予定）

生年月日：

1957年10月23日生

所有する当社株式数：

普通株式 0株



略 歴

2006年 1月 U.S. Federal Reserve Board (FRB), Division of Research and Statistics アソシエイト・ディレクター
2010年11月 同 Division of Financial Stability ディレクター
2016年 5月 U.S. Congressional Budget Office, Panel of Economic Advisors メンバー
2017年 3月 Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー
2017年 4月 International Monetary Fund (IMF), Monetary and Capital Markets Department 客員研究員
2018年 8月 Yale University School of Management 講師
2021年 7月 U.S. Department of the Treasury, Domestic Finance アンダー・セクレタリー
2023年 3月 Financial Stability Board (FSB), Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities (SCAV) 議長
2025年 3月 Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー（現任）

重要な兼職状況

Brookings Institution, Economic Studies シニア・フェロー

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

同氏は、米国財務省の国内金融担当次官、米国連邦準備制度理事会（FRB）金融安定性部門のディレクターおよび国際通貨基金（IMF）の金融資本市場局の客員研究員を歴任される等、金融関連の規制についての知見および長年のエコノミストとしての経験を有しており、その実績・識見は社内外に高く評価されているところであります。

同氏には、その豊富な経験、高い専門性と独立性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

なお、同氏の新任が承認された場合、本総会終了後、同氏はリスク委員を務める予定です。

注1：当社は、指名・監査・報酬の3委員会を置き、経営の監督機能と業務執行機能が制度的に分離されたガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用しております。指名委員会等設置会社である当社の業務執行は執行役が行っており、執行役を兼務しない取締役（非業務執行取締役）はこれを行わず、主に監督機能を担っております。

注2：12名の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注3：当社は、取締役候補者 小川祥司、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博および大島卓の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額になります。本総会において各氏の重任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者 Nellie Liang氏が取締役に選任された場合、当社は同氏と上記責任限定契約を締結する予定であります。

注4：当社は、重任の取締役候補者11名を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。また、新任の取締役候補者1名の選任が承認された場合、当該候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は、任期中に更新することを予定しております。

注5：当社子会社の野村證券㈱は、2021年3月の国債先物取引において法令違反に該当する事実が認められたとして、2024年10月に金融庁より課徴金納付命令を受けました（以下「事案1」）。また、同年10月、野村證券㈱の元社員が広島県警察により逮捕され、同年11月に広島地方検察庁により起訴されました（以下「事案2」）。両事案を受け、取締役候補者は、それぞれ以下の対応を行っております。

永井浩二氏は、これまで長年にわたり野村グループの業務に携わってきた経験を存分に発揮し、取締役会の議長（非業務執行）として、両事案に係る効果的かつ効率的な監督を主導しております。

奥田健太郎および中島豊の両氏は、執行役を兼務する取締役として、事案1については法令遵守体制および内部管理体制のより一層の強化・充実等に向けた再発防止策の策定・実行、事案2についてはお客様に安心して野村證券㈱のサービスをご利用いただくべく、業務改革推進委員会の設置等、厳格かつ実効性を高めた対応策の策定・実行をそれぞれリードしております。

石塚雅博（社外）、Victor Chu（社外）および小川祥司の各氏は監査委員として、監査委員会にて両事案に係る報告を受けるとともに、関係者に対するヒアリングの実施、野村證券㈱の監査等委員会との連携等を通じ、再発防止策および対応策の進捗状況に対する確認を行いました。また、監査委員会として取締役会に対し、内部管理体制の高度化を含め、再発防止のための取組みを強化するよう提言しております。

J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸および大島卓の各氏は、社外取締役として、これまでの多様な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、事案1については真因分析の必要性、自己規律の重要性およびモニタリング態勢の強化等について、事案2についてはトップマネジメントによる再発防止に向けた継続的なコミットメントの重要性、社会規範等を踏まえた社内ルールの見直しおよび顧客本位の業務運営の再徹底等についてそれぞれ指摘するなど、その職責を十分に果たしております。

<株主提案>

第2号議案は、株主からの提案によるものです。

第2号議案 定款一部変更の件

【提案の内容】 定款の一部変更の件

(商号)

第1条

当社は、野村ホールディングス株式会社と称し、英文ではNomura Holdings, Inc.と表示する。

(変更後)

第1条

当社は、株式会社野村證券グループ本社と称し、英文では Nomura Securities Group Inc.と表示する。

【提案の理由】

昨今の度重なる社会的不祥事の頻発に鑑み、今一度創業者野村徳七翁の「証券報国」の創業の精神に立ち返り、以って社会的信頼の回復と証券・金融市場を通じての社会・経済の発展に寄与し、野村ブランドの向上を計る為、社名に「証券」を入れ企業理念を明確にする。

今回の当提案により、創業100年の節目に当たり、会社の経営の方向性がより明確になり、グループ役職員全体が、資本市場の拡大・育成に責任を持ち、総合証券事業を中核とするグループ会社として、より社会的責任を意識し、以ってコーポレートガバナンスの強化が図れるものと考えている。

○ 取締役会の意見：取締役会は、本株主提案に反対いたします。

当社の商号「野村ホールディングス株式会社」（英文表示：「Nomura Holdings, Inc.」）は、野村グループが持株会社体制に移行した2001年に定められました。現在、野村グループは、ウェルス・マネジメント、インベストメント・マネジメント、ホールセールおよびバンキングの4つのビジネス部門をもち、証券業にとどまらない金融ビジネスをグローバルに展開しておりますところ、当社は、そのようにグローバルに拠点をもつ金融サービス・グループの持株会社として「野村ホールディングス株式会社」（英文表示：「Nomura Holdings, Inc.」）の商号のもとで広く認知されております。

コーポレート・ガバナンスについては、当社としても「社会からの信頼および株主、お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高める」という経営目標を達成する上で、その強化が最重要課題の一つと認識し、経営監督の実効性と経営の透明性を確保しつつ、持続的な成長と機動的なグループ経営を追求した体制の強化・充実に継続的に取り組んでおります。

また、野村グループでは、創立100周年の節目を迎えるにあたり、創業の理念や野村グループのこれまでの歴史も踏ま

え、これからの100年を見据えて、2024年に「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という野村グループのパーパスを策定いたしました。当社といたしましては、パーパスを軸に、社員エンゲージメントのさらなる向上に取り組むとともに、経営の方向性を示し、それを実現するための体制を構築していくことで、野村グループの社会的存在意義を意識し、コーポレート・ガバナンスの一層の高度化を図ってまいりたいと考えております。

一方で、これらの実現にあたり、当社の商号の変更が寄与するところは必ずしも明らかではなく、上記のパーパスおよび取組みとあわせ、すでに広く認知されている当社の商号を継続して用いることが、当社および野村グループのブランド価値のさらなる向上、ひいては、株主価値向上につながるものと考えております。

以上から、本株主提案に反対いたします。

以上

第121期 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 野村グループの現況に関する事項

1. 経営の基本方針と業務運営体制

(1) 経営の基本方針

① 経営の基本方針

当社は、取締役会で策定する経営の基本方針の中で以下のとおり定めております。

【経営目標】

野村グループは、社会からの信頼および株主・顧客をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて企業価値を高めることを経営目標とする。

『グローバル金融サービス・グループ』として国内外の顧客に付加価値の高いソリューションを提供するとともに、当グループに課せられた社会的使命を踏まえて経済の成長や社会の発展に貢献していく。

企業価値の向上にあたっては、経営指標として自己資本利益率（ROE）を用い、ビジネスの持続的な変革を図るものとする。

【グループ経営の基本観】

- (1)新たな事業領域におけるビジネスの拡大をいち早く実現することにより、自ら新しい成長モデルを構築する。また、的確なコスト・コントロールおよびリスク・マネジメントにより、市場環境に左右されにくい収益構造を実現する。
- (2)顧客やマーケットの声に真摯に耳を傾け、ビジネスの可能性を広く捉えながら、金融・資本市場を通じた付加価値の高い問題解決策を顧客に提供し、あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する会社を目指す。
- (3)法令・諸規則の遵守と適正な企業行動を重視し、日々の業務執行においてコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を実践する。野村グループ各社は、顧客の利益を尊重し、業務に関する諸規制を遵守する。
- (4)経営に対する実効性の高い監督機能の確保および経営の透明性の向上に努める。
- (5)事業活動を通じて証券市場の拡大に貢献するとともに、企業市民として、経済・証券に関する教育機会の提供を中心とした社会貢献活動に積極的に取り組む。

② パーパス

2024年4月、野村グループは、2025年12月に創立100周年を迎えるにあたり、創業の精神や企業理念を受け継ぎつつ、次の100年につながるグループ経営の基礎となる野村グループのパーパスを策定しました。

パーパス

金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する

野村グループは創立以来、金融資本市場の発展に寄与すべく、挑戦を続けてきました。急激に変化し複雑化する環境において、今後も野村グループの持つ知識やノウハウといった付加価値を提供し、金融資本市場を通じた多様な豊かさを実現し

ていくために、さらなる取組みを進めていきます。「世界と共に挑戦し」には、さまざまなステークホルダーのより良い未来に向けた想いを実現するために、皆様と一緒に歩んでいくこと、野村グループにおいてはグループ全体で理想の姿を追求し、挑戦を続けていくことへの決意を込めました。「実現する」という言葉は、「豊かな社会の実現」に向けた野村グループのより強いコミットメントを示しています。

③ 経営ビジョン

2024年5月、野村グループは、パーパスに沿った経営戦略を推進することを目的として、2030年度に向けた新経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」を定めました。

野村グループは、幅広い金融サービスの提供を通じ、リスクマネーを循環させ、金融資本市場の発展、お客様への最適なソリューションの提供に取り組んでまいります。

(2) 業務運営体制

野村グループでは、3つの部門（ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門）が横断的に連携し、業務運営を行っております。各部門に適切な範囲で権限を委譲し、それぞれの分野での専門性の向上を図ると同時に、部門間のグローバルな連携を強化し、競争力のある業務運営体制を構築しております（注）。

（注）2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。

2. 事業の経過およびその成果

(1) 業績総括

当期においては、世界的なインフレの鎮静化が続く一方、景況感については地域ごとのバラつきが見られ、市場の変動要因となりました。米国においては、夏場に景気失速への一時的な警戒感が高まり、世界的な株価急落を引き起こしました。2024年11月の米大統領選挙では共和党のトランプ氏が勝利し、当初は将来の減税政策や規制緩和を先取りする形で株高要因とみなされた一方、2025年1月の大統領就任以降は関税率の引き上げについての発言および実際の発動が株安を誘発する局面が断続的に発生しました。中国では、不動産市場の停滞が続いているなかで、財政出動による景気テコ入れ策への期待感から、秋口以降は株価が底堅く推移しました。欧州では相対的な株価の弱さが続いていましたが、年明け以降、ウクライナ戦争の終結に向けた期待感によって株価上昇が目立ちました。

この間、金融政策については、米FRB（連邦準備制度理事会）が2024年9月から利下げ局面に入りました。ただし、米国景気の堅調さを背景に、先行きの追加利下げ余地については限定的との見方が広まり、長期金利はむしろ秋口から年明けにかけて上昇しました。ECB（欧州中央銀行）は、2024年6月から利下げ局面に入っています。

日本では、インフレ率が夏場にかけては低下したものの、その後は粘着性を増しました。春闘賃上げ率は、2024年に5.3%に達しましたが、2025年も5%超という強い基調になることが見込まれています。日本銀行は、賃金・物価の好循環が強まっているとの認識のもと、政策金利を2024年7月に0.25%へ、2025年1月に0.50%へと引き上げました。ドル円レートは主に日米の市場金利の格差を反映しながら変動しましたが、おおむね横ばい圏内での推移となりました。株価は、企業の利益率の改善を背景に、2024年度中は長期的な上昇局面を維持しました。

連結経営成績

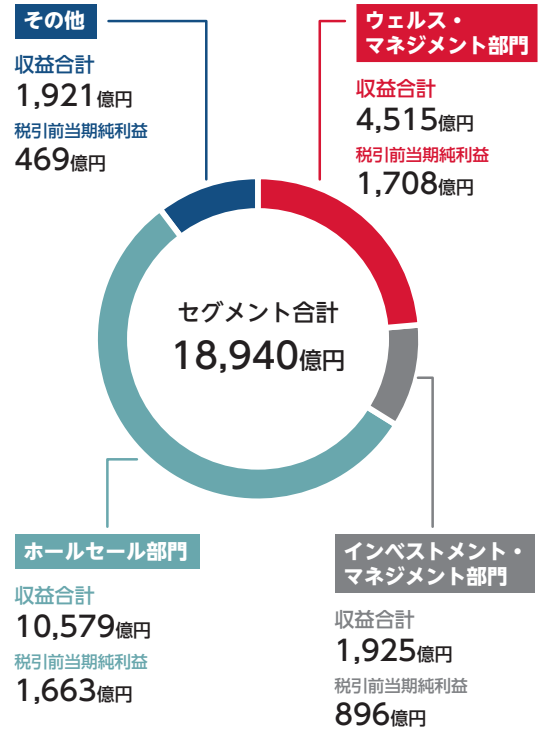
	第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較 増減率
収益合計 (金融費用控除後)	13,356億円	15,620億円	18,925億円	21.2%
金融費用以外の 費用計	11,861億円	12,882億円	14,205億円	10.3%
税引前当期純利益	1,495億円	2,739億円	4,720億円	72.3%
法人所得税等	578億円	966億円	1,247億円	29.1%
当期純利益	917億円	1,772億円	3,473億円	95.9%
差引：非支配持分に 帰属する当期純利益 (△損失)	△11億円	114億円	65億円	△42.6%
当社株主に帰属する 当期純利益	928億円	1,659億円	3,407億円	105.4%
株主資本当社株主に 帰属する 当期純利益率 (ROE)	3.1%	5.1%	10.0%	—

(注) 当社は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき連結計算書類を作成しており、同会計原則に基づき記載しております。

このような状況の中、当期の収益合計（金融費用控除後）は、前期と比較して21.2%増の1兆8,925億円、金融費用以外の費用計は同10.3%増の1兆4,205億円となりました。税引前当期純利益は4,720億円、当社株主に帰属する当期純利益は3,407億円となりました。株主資本当社株主に帰属する当期純利益率（ROE）は10.0%となり、当期のEPS（注）は前期の52.69円から111.03円となっております。2025年3月31日を基準日とする普通配当は、1株当たり24円といたしました。また、当社は2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、2025年3月31日を基準日とする記念配当を1株当たり10円とし、年間での配当は1株につき57円といたしました。

(注) 希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、1株当たり当社株主に帰属する当期純利益の計算に使用した当社株主に帰属する当期純利益および加重平均株式数に対して、譲渡制限株式ユニット、ストック・オプション等の希薄化効果を有する潜在的普通株式による影響を調整して計算します。

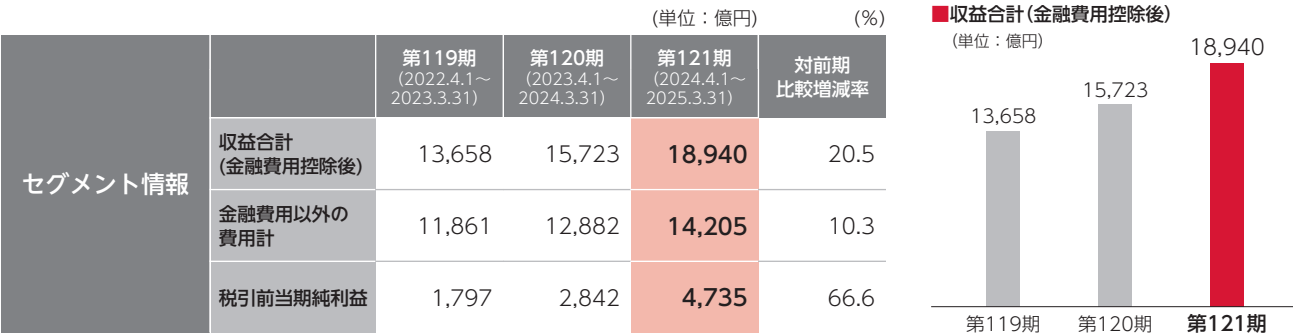
第121期 収益構成



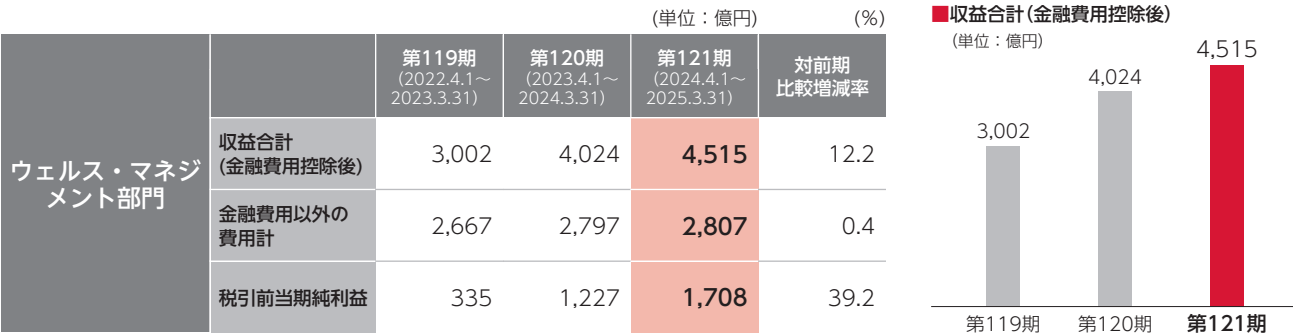
(2) セグメント情報

当社は業務運営および経営成績を、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門（注）およびその他の区分で報告しております。

（注）2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。



一部の営業目的で保有する投資持分証券の評価損益を含まないセグメント情報（セグメント合計）における当期の収益合計（金融費用控除後）は前期比20.5%増の1兆8,940億円、金融費用以外の費用計は同10.3%増の1兆4,205億円、税引前当期純利益は同66.6%増の4,735億円となりました。

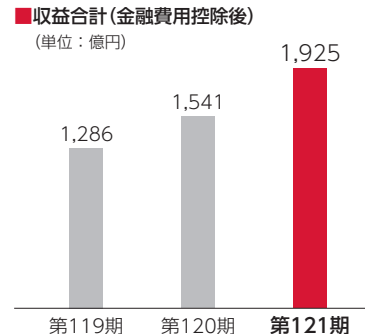


収益合計（金融費用控除後）は、前期比12.2%増の4,515億円、金融費用以外の費用計は同0.4%増の2,807億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同39.2%増の1,708億円となりました。

ウェルス・マネジメント部門では、お客様一人ひとりが目指す未来の実現に向かって、お客様のニーズに沿った包括的な資産管理サービスを充実させることで、ウェルス・マネジメントサービスの強化に取り組んでまいりました。

当期は不透明感の強いマーケット環境でしたが、対面チャネルを中心に投資信託の買付が増加し、フロー収入等は増加しました。加えて、継続的に取り組んできたお客様の資産全体に対する資産管理サービスにより、預り資産の拡大にともなうストック収入も大幅に増加しました。また、ワークプレイス（職域）サービスによる接点拡大を通じて、持続的な顧客基盤の構築、部門の中長期的なサービス拡大を目指していますが、現役世代のお客様を含め、ワークプレイスサービスを提供するお客様を順調に拡大することができております。今後は、サービスを必要とする多くのお客様に、対面によるコンサルティングや、デジタルツール等を用いた非対面サービス、資産形成ニーズへの対応を含むワークプレイスサービスなど、幅広い形でウェルス・マネジメントサービスを提供してまいります。

		(単位：億円)		(%)	
インベストメント・ マネジメント部門		第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	1,286	1,541	1,925	24.9
	金融費用以外の 費用計	851	939	1,029	9.5
	税引前当期純利益	435	602	896	48.8

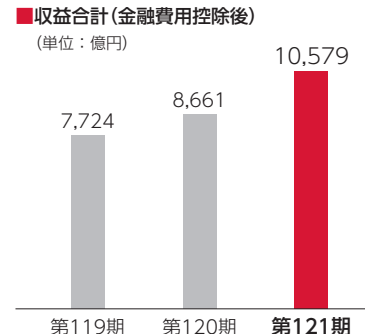


収益合計（金融費用控除後）は、前期比24.9%増の1,925億円、金融費用以外の費用計は同9.5%増の1,029億円となりました。その結果、税引前当期純利益は同48.8%増の896億円となりました。安定収益である事業収益および税引前当期純利益は、2021年4月の部門設立以降で最高となりました。

インベストメント・マネジメント部門では、運用資産の拡大と高付加価値化による事業収益の成長を目指してきました。当期の資金純流入は2.6兆円と、前期に引き続き高水準となりましたが、日本株市場の下落など市場要因もあり、当期末の運用資産残高は前期末比微増の89.3兆円にとどまりました。

一方、期中平均の運用資産残高でみると当期は前期比で大きく増加したことが、事業収益の拡大につながりました。また、自社のアクティブ運用や、ウェルス・マネジメント向けのプライベート資産運用ビジネスといった高付加価値分野が伸長したことも、事業収益の増加に寄与しました。特に、オルタナティブ運用資産残高は、前期比40.2%増の2兆6,082億円となりました。また、投資家に合った投資スタイルでバランスよく投資できる「のむらップ・ファンド」は安定した資金流入が継続し、純資産総額が1兆円を突破しました。

		(単位：億円)		(%)	
ホールセール 部門		第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	7,724	8,661	10,579	22.1
	金融費用以外の 費用計	7,430	8,122	8,917	9.8
	税引前当期純利益	294	539	1,663	208.4



ホールセール部門は、主に金融商品の取引、販売および組成に関する業務などを行うグローバル・マーケット、資金調達やM&Aアドバイザリーに関連する業務を行うインベストメント・バンキングの2つのビジネス部門から構成されております。

収益合計（金融費用控除後）は、前期比22.1%増の1兆579億円となりました。金融費用以外の費用計は同9.8%増の8,917億円、税引前当期純利益は同208.4%増の1,663億円となりました。

■ グローバル・マーケット

リスク管理を徹底しながら、マクロ環境や金融政策および米国の選挙などに絡むマーケットの不透明感を背景とした投資家のポートフォリオのリバランス取引やヘッジ取引などに対して流動性を提供しました。また、顧客アクティビティやマーケットの機会を適切に捉え、特に証券化商品、エクイティ、およびインターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）を中心に収益を積み上げました。

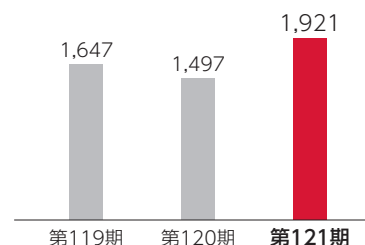
■ インベストメント・バンキング

地域ごとに違いはあったものの、グローバルに顧客活動が増え、ニーズが多様化する中で、サービスやソリューションの提案に尽力した結果、案件が増加しました。特に、日本ではアドバイザリーとエクイティ・ファイナンスおよびエクイティ・ソリューション、海外地域ではアドバイザリーとプライベートクレジットを含むソリューションが堅調だったことが増収につながりました。

		(単位：億円)			(%)
その他		第119期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～ 2025.3.31)	対前期 比較増減率
	収益合計 (金融費用控除後)	1,647	1,497	1,921	28.4
	金融費用以外の 費用計	913	1,023	1,452	42.0
	税引前当期純利益	734	474	469	△1.1

■ 収益合計(金融費用控除後)

(単位：億円)



収益合計（金融費用控除後）は1,921億円、税引前当期純利益は469億円となりました。

3. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

資金調達につきましては、主に当社、野村證券株式会社、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.、ノムラ・バンク・インターナショナルplc、ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd.、および野村グローバル・ファイナンス株式会社が外部からの借入や債券発行などを行っております。使用通貨や保有資産の流動性に合わせた資金調達や、必要に応じた為替スワップの使用により、調達構造の最適化を図っております。

(2) 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行い、デジタルイゼーションを加速しております。ウェルス・マネジメント部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

4. 財産および損益の状況

	第118期 (2021.4.1～2022.3.31)	第119期 (2022.4.1～2023.3.31)	第120期 (2023.4.1～2024.3.31)	第121期 (2024.4.1～2025.3.31)
収益合計	15,940億円	24,867億円	41,573億円	47,367億円
収益合計（金融費用控除後）	13,639億円	13,356億円	15,620億円	18,925億円
税引前当期純利益	2,266億円	1,495億円	2,739億円	4,720億円
当社株主に帰属する 当期純利益	1,430億円	928億円	1,659億円	3,407億円
1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	46.68円	30.86円	54.97円	115.30円
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する 当期純利益	45.23円	29.74円	52.69円	111.03円
総資産	434,122億円	477,718億円	551,472億円	568,022億円
当社株主資本合計	29,146億円	31,486億円	33,502億円	34,709億円

5. 対処すべき課題

野村グループを取り巻く経営環境は大きな変化の只中にあります。引き続き、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図りながら、機動的に対応してまいります。また、既存ビジネスの拡大とお客様へのさらなる付加価値の提供を目指し、常に新たな取組みも実践します。

(1) 中長期の優先課題

野村グループでは、グループ全体の持続的成長の実現を追求しており、収益の安定化・多様化、資本効率性を意識した事業ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

「野村を今立っている場所とは違うところ、次のステージに進める」という考えのもと、その実現に向けた戦略のひとつとして「パブリックに加え、プライベート領域への拡大・強化」を打ち出しました。この戦略に基づき、コアビジネステーマとして、資産管理ビジネスの推進、インベストメント・マネジメント部門の強化、ホールセールビジネスにおける成長と安定化に取り組むとともに、デジタルアセットビジネスを含むデジタル金融サービスやサステナブル・ファイナンスを含むサステナビリティ分野等の新領域を開拓・強化してまいりました。また、構造改革を通じた全社的なコスト・コントロールを推進しています。

加えて、これらの事業の基盤となるコーポレート機能の高度化・効率化、ガバナンス体制やリスク・マネジメントの強化、人材マネジメント戦略の進化、行動規範・コンプ

ライアンスのより一層の浸透、デジタルを活用した業務効率化やサイバーセキュリティに関する取組みも推進しています。なお、ビジネスの各部門の取組みについては、「(2) 部門別の課題」もご参照ください。

野村グループは、2024年5月に公表したとおり、2030年度に向けた経営の方向性を示すものとして、経営ビジョン「Reaching for Sustainable Growth」および経営定量目標としてROE8～10%+、5,000億円超の税引前当期純利益の達成を掲げております。達成に向けた注力テーマとして、(i)日本のフランチャイズを活かしたグローバル戦略の深化、(ii)安定収益の飛躍的な成長、(iii)“プラットフォーム”提供戦略の更なる推進に取り組んでまいります。

なお、野村グループではPBR（株価純資産倍率）を下図のように分解して整理しております。ROEの絶対水準の最大化は、その主要な要素のひとつです。中長期の優先課題の解決を通じて、企業価値の向上を目指します。

1 ROE		
PBR	=	2 株主資本コスト — 3 期待成長率
1 ROEの絶対水準の最大化	■ 収益性の改善 ■ 資本効率の向上	
2 株主資本コストの引き下げ	■ 収益の安定化・多様化による 業績ボラティリティの低減	
3 期待成長率の引き上げ	■ 成長市場の獲得 ■ オーガニック、インオーガニック成長の実現 ■ 事業ポートフォリオの継続的な入れ替え	

(2) 部門別の課題

各部門の課題、取組みは以下のとおりです。

・ウェルス・マネジメント部門

ウェルス・マネジメント部門は、資産管理によるストック型ビジネスへと転換を図ってきた結果、収益構造が大きく変化するなど一定の成果が出てきています。日本の家計の金融資産全体に占める有価証券比率の向上に向けて、多様化する資産管理のニーズに応えていくことが課題だと考えておりますが、全国の野村證券株式会社の本支店・営業所やデジタル等の接点を通じて、包括的な資産管理サービスを提供することで、お客様一人ひとりが目指すゴールを共に実現することを目指しております。今後とも、ウェルス・マネジメントビジネスの進化に向けて、パートナー（営業担当者）のスキルアップを継続して図るとともに、野村グループの総合力を最大限に活用し、幅広い商品・サービスの充実に努めてまいります。

・インベストメント・マネジメント部門

インベストメント・マネジメント部門は、伝統的資産からオルタナティブ資産までのさまざまなアセットクラスからなる商品・サービスを通じて、幅広い投資家の多様な投資ニーズに対するソリューションを提供しています。お客様の多様な運用ニーズに応える高品質な投資商品を提供することを通じて、社会課題の解決につながる投資の好循環を実現することを目指しています。日本の豊富な個人金融資産と日本政府の資産運用立国実現プランによる政策のあと押し、プライベート資産への投資の伸びしろ、サステナビリティ関連投資に対する高水準の資金需要と投資家意識の高まりを成長機会として捉えています。運用報酬率に下方圧力が継続する中、運用力向上、パブリック市場ビジネスにおける運用資産残高拡大と商品やサービスの高付加価値化、オルタナティブ資産など報酬率の高い成長分野における運用基盤の拡充、効率化とコスト・コントロールを戦略課題として取り組んでいます。

なお、2025年4月に公表したとおり、当社は、オース

トラリアの金融サービスグループであるMacquarie Group Limitedとの間で、同社の米国におけるパブリック・アセットマネジメント事業を展開する資産運用会社を有するMacquarie Management Holdings, Inc.の全株式の買収、および欧州におけるパブリック・アセットマネジメント事業にかかる株式100%を取得することに合意しました（取得価額：約18億米ドル（注））。本件取得は、各国金融当局等からの承認などを前提に、2025年12月末までに完了する予定です。

（注）クロージング時点の対象事業の運用資産残高や運転資本、負債等の状況により、取得価額は調整される可能性があります。

・ホールセール部門

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展に加えて、不透明なマーケットおよびマクロ環境などが当社のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、各ビジネスライン、国内外および他部門との連携を強化していくほか、ビジネスの領域を広げて収益の安定を図ります。また、成長の見込まれる分野において、効率的に財務リソースを活用し、生産性を意識した選択的成長を実現するとともに、コストの最適化に注力します。

グローバル・マーケットでは、徹底したリスク管理のもとでお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、日本の強固な事業基盤とグローバル・プロダクトの競争力を活かし、ビジネス・ポートフォリオの多角化、グローバル連携の強化とクロスセルの拡大、ストラクチャード・ファイナンスやソリューション・ビジネス、インターナショナル・ウェルス・マネジメント（海外富裕層ビジネス）およびエクイティ・ビジネスなどの成長分野における収益機会の追求、そして、マクロ・プロダクトにおけるフロー・ビジネスの強化をさらに推し進めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、事業環境の変化にともないお客様のビジネス活動やニーズが変化する中、国内外で業界再編・事業再編に関するアドバイザリーや資金調達に加え、金利・為替ビジネスなどのソリューション

ョン・ビジネスをシームレスに提供することを加速させてまいります。日本における強みも活かしてグローバルにアドバイザリー・ビジネスの拡大に注力するとともに、市場ならびにお客様にとって重要なテーマであるサステナビリティ関連のビジネスを引き続き強化しております。またグループワイドな連携を強化し、幅広いサービスやプロダクト、アドバイスをお客様へご提供できるように注力してまいります。

・バンキング部門

2025年4月1日付けでバンキング部門を新設いたしました。

各国におけるインフレの進行、金利環境の変化、資産運用立国の実現に向けた動きの加速といった大きな潮流の中、野村グループの銀行・信託機能を活用することでより多様かつ質の高いサービスを提供する取組みを強化することが重要であると考えております。バンキング部門は、傘下のエンティティである野村信託銀行とNomura Bank (Luxembourg) S.A.のそれぞれの強みである「プライベート」「オーダーメイド」といった特長を活かし、お客様の資産形成や円滑な資産承継等のさまざまなニーズにこたえてまいります。

・リスク・マネジメント、コンプライアンスなど

野村グループでは、経営戦略の目的と事業計画を達成するために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定め、それをリスク・アペタイト・ステートメントとして文書化しています。そのうえで、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に強化していくことにより、財務の健全性の確保および企業価値の向上に努めています。

野村グループでは、リスク・アペタイト・ステートメントにおいて、3つの防衛線による管理体制のもと、すべての役職員が自らの役割を認識し、能動的にリスク管理に取り組むことを明記しています。また役職員への継続的な研修の実施等を通じ、金融のプロフェッショナルとしてリスクに関する知識を深め、リスクを正しく認識・評価し、適

切に管理する企業文化、すなわちリスク・カルチャーの醸成に努めています。

コンプライアンスの観点からは、野村グループがビジネスを展開している各国の法令諸規則を遵守するための管理体制の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

また、野村グループでは、法令諸規則の遵守にとどまらず、すべての役職員が高い倫理観を持ち、自信と誇りをもって働くことができ、社会から真に信頼される会社を目指し、野村グループの一員として取るべき行動の指針である野村グループ行動規範を策定し、研修その他の施策を通して、行動規範に基づく適正な行為（以下「コンダクト」）を推進する取組みを日々進めております。毎年8月実施の「野村創業理念と企業倫理の日」においては、全社で過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たに取る取組みとして、過去の不祥事を振り返ったうえでのコンダクトの在り方に関するディスカッション、行動規範を遵守することへの宣誓を行っております。行動規範は、野村グループを取り巻く社会・経済情勢の変化やステークホルダーの期待によりよく応えることができるよう、定期的に見直すこととしています。なお、創立100周年に向けた取組みのひとつとして、2024年に野村グループのパーパス「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」を策定しました。パーパスの策定および浸透に向けて、Nomuraパーパス・ジャーニープロジェクトを立ち上げ、役職員一人ひとりが自身のパーパスについて考え、部下や上司、仲間と徹底的に議論することを重視しており、このことは、行動規範の重要な要素である、各役職員がいかに判断して具体的にどう行動すべきか、を改めて考え直す良い機会となり、各人の行動規範への意識をさらに高める契機となっております。

以上の課題に対処し、解決することを通じて、金融資本

市場の安定とさらなる発展とともに、野村グループの持続的な成長に尽力してまいります。

（野村證券株式会社に対する金融庁による課徴金納付命令について）

2024年9月、当社の連結子会社である野村證券株式会社において、2021年3月の国債先物取引に関して法令違反に該当する事実が認められたとして、証券取引等監視委員会から金融庁に対して課徴金納付命令の勧告が行われ、2024年10月、金融庁から野村證券株式会社に対して課徴金納付命令が発出されました。これに関し、野村證券株式会社は、法令遵守体制および内部管理体制のより一層の強化・充実を図り、信頼回復を目指すべく、フロントにおける再発防止策（第1の防衛線）、コンプライアンスにおける再発防止策（第2の防衛線）および内部監査部署による検証（第3の防衛線）等から構成される再発防止策を策定のうえ、実行に移しております。また、本件を受けて、役員報酬の自主返上の申し出があり、報酬委員会は報酬の減額を決議しております。

（野村證券株式会社の元社員の起訴・逮捕について）

2024年10月、野村證券株式会社の元社員が広島県警察により逮捕され、11月に広島地方検察庁により起訴された件に関し、野村グループは、お客様の大切なご資産をお預かりする金融機関として、このようなことは二度とあってはならないと重く受け止めております。野村證券株式会社では、お客様に安心してサービスをご利用いただくために、予兆検知や行動管理の観点でこれまで講じてきた対策をさらに強化することとし、厳格かつ実効性を高めた対応策を定め、実行に移しております。本対応策は、業務改革推進委員会の設置、「お客様のご自宅への訪問」に関する監督強化、社員の業務活動におけるモニタリング強化および不正検知のために社員が職場から一定期間離れる制度のウェルス・マネジメント部門への拡大等から構成されております。これら対応策の十分性に関して外部専門家による

評価を受け、再発防止に向けた土台の整備が進捗していることを確認し、識別された課題について助言を受ける等、実効性ある再発防止に努めております。また、本件を受けて、役員報酬の自主返上の申し出があり、報酬委員会は報酬の減額を決議しております。

6. 主要な事業内容

野村グループの主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融・資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供しております。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、引受けおよび売出し、募集および売出しの取扱い、私募の取扱い、自己資金投資業、アセットマネジメント業、銀行業、その他の証券業および金融業などを営んでおります。野村グループの事業は、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門およびホールセール部門の3部門で構成されております。（注）2025年4月1日付けでバンキング部門を新設し、4部門構成といたしました。

今後も、多様化するお客様のニーズにお応えするため、これまで当社が主に取り扱ってきた、上場株式や社債といったパブリックな市場における商品に加え、プライベート・エクイティや私募債といったプライベート領域の商品やサービスにも注力していきます。これらを通じて、お客様に提供できるサービスのラインアップを拡大していきます。

7. 主要拠点等

(1) 国内の主要拠点

当社本社（東京）
野村證券株式会社 本支店および営業所（計104店）
東京都 14店 関東地方（東京都を除く） 26店 北海道地方 5店 東北地方 7店
北陸地方 4店 中部地方 13店 近畿地方 15店 中国地方 6店
四国地方 3店 九州・沖縄地方 11店
野村アセットマネジメント株式会社（東京、大阪、福岡）
野村信託銀行株式会社（東京）
野村プロパティーズ株式会社（東京）
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社（東京）

(2) 海外の主要拠点

ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.（アメリカ・ニューヨーク市）
ノムラ・インターナショナルPLC（イギリス・ロンドン市）
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED
ノムラ・シンガポールLIMITED
インスティネットIncorporated（アメリカ・ニューヨーク市）

(3) 使用人の状況

使用人数（人）	前事業年度末比増減（人）
27,242	392（増）

(注) 1.野村グループの事業セグメントは、ウェルス・マネジメント部門、インベストメント・マネジメント部門、ホールセール部門の3部門およびその他であります。当社および国内子会社における事業セグメント別の使用人数は、ウェルス・マネジメント部門7,045人、インベストメント・マネジメント部門1,127人、ホールセール部門1,779人、その他4,926人であります。海外子会社の使用人数は12,365人であり、主にホールセール部門に所属しております。
2.使用人数には当社および連結子会社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。
3.使用人数は就業人員数であります。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
野村證券株式会社	東 京 都 中 央 区	100億円	100%	証券業
野村アセットマネジメント株式会社	東 京 都 江 東 区	171億80百万円	100%	投資運用業、 投資助言・代理業
野村信託銀行株式会社	東 京 都 千 代 田 区	500億円	100%	銀行業、信託業
野村プロパティーズ株式会社	東 京 都 中 央 区	4億80百万円	100%	不動産賃貸および管理業
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	東 京 都 千 代 田 区	1,767億75百万円	100%	金融業
野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社	東 京 都 中 央 区	10百万円	100%	持株会社
野村グローバル・ファイナンス株式会社	東 京 都 中 央 区	10億50百万円	100%	金融業
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.	アメリカ・ニューヨーク市	76億3,542万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.	アメリカ・ニューヨーク市	13億米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・アメリカ・モーゲッジ・ファイナンスLLC	アメリカ・ニューヨーク市	18億1,349万米ドル	100%＊	持株会社
インスティネットIncorporated	アメリカ・ニューヨーク市	9億1,477万米ドル	100%＊	持株会社
ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC	イギリス・ロンドン市	33億9,132万米ドル	100%	持株会社
ノムラ・インターナショナルPLC	イギリス・ロンドン市	32億4,122万米ドル	100%＊	証券業
ノムラ・インターナショナル（ホンコン）LIMITED	中華人民共和国・ 香港特別行政区	2,207億1百万円	100%＊	証券業
ノムラ・シンガポールLIMITED	シンガポール・シンガポール市	2億3,900万シンガポールドル	100%＊	証券業、金融業

(注) 1. 資本金は各会社の会計通貨により表示しております。資本金がゼロまたは名目的な金額の会社（主にアメリカを所在地とする会社）につきましては、資本準備金相当額を含んだ額を開示しております。また当社の議決権比率欄の＊は間接所有株式の議決権を含めた比率であります。
2. 当期末の連結子会社および連結変動持分事業体は1,537社、持分法適用会社は株式会社野村総合研究所、野村不動産ホールディングス株式会社等、14社となりました。

8. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株式会社三井住友銀行	長期借入金	446,537百万円
株式会社みずほ銀行	長期借入金	419,180百万円
株式会社三菱UFJ銀行	長期借入金	417,638百万円
株式会社りそな銀行	長期借入金	54,100百万円
三井住友信託銀行株式会社	長期借入金	210,484百万円
株式会社千葉銀行	長期借入金	60,393百万円
株式会社横浜銀行	長期借入金	54,448百万円
株式会社静岡銀行	長期借入金	39,472百万円
株式会社八十二銀行	長期借入金	35,768百万円
農林中央金庫	長期借入金	170,000百万円
明治安田生命保険相互会社	長期借入金	34,810百万円

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速かつ確実に捉えるために必要となる十分な株主資本の水準を保持することを基本方針としております。必要となる資本の水準につきましては、以下を考慮しつつ適宜見直してまいります。

- ・事業活動にともなうリスクと比較して十分であること
- ・監督規制上求められる水準を充足していること
- ・グローバルに事業を行っていくために必要な格付けを維持すること

当社は、株主の皆様への利益還元について、株主価値の持続的な向上および配当を通じて実施していくことを基本と考えています。

配当につきましては、半期ごとの連結業績を基準として、連結配当性向40%以上を重要な指標のひとつとします。各期の配当額については、バーゼル規制強化をはじめとする国内外の規制環境の動向、連結業績をあわせて総合的に勘案し、決定してまいります。

なお、配当回数につきましては、原則として年2回（基準日：9月30日、3月31日）といたします。
また自己株式取得による株主還元分を含めた総還元性向を50%以上とすることを、株主還元上の目処といたします。
内部留保金については、前記規制環境の変化に万全の対応を行うとともに、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などのインフラの整備も含め、高い収益性と成長性の見込める事業分野に有効投資してまいります。

(当期の剰余金の配当)

上記の剰余金の配当等の決定に関する方針を踏まえ、2024年9月30日を基準日とする配当金は、1株当たり23円をお支払いいたしました。2025年3月31日を基準日とする普通配当につきましては、1株当たり24円をお支払いすることといたしました。また、当社は2025年12月25日に創立100周年を迎えることを記念して、2025年3月31日を基準日とする1株当たり10円の記念配当をお支払いすることといたしました。これにより年間での剰余金の配当は1株につき57円となります。

当期にかかる剰余金の配当の明細は次のとおりです。

決 議	基 準 日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
2024年11月1日 取締役会	2024年9月30日	67,974	23.00
2025年4月25日 取締役会	2025年3月31日	100,524	34.00 (普通配当24.00) (記念配当10.00)

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

今般、当社の連結子会社である野村證券株式会社を装い、偽メールでフィッシングサイトに誘導し、口座番号やパスワード等を盗む事案が急増しており、お客様のオンラインサービス上で保有される有価証券の売買等が実施される不正な取引も確認されております。これを受け、野村證券株式会社は今般のフィッシング詐欺等による証券口座への不正アクセス等により、第三者がお客様の資産を利用して、有価証券等の売買等を行ったことにより発生した被害について、被害状況を十分に精査し、個別の事情に応じて一定の被害補償を行う方針といたしました。

Ⅱ 株式に関する事項

1. 当社が発行できる株式の総数 6,000,000,000株

各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりです。

種 類	発行可能種類株式総数（株）
普通株式	6,000,000,000
第1種優先株式	200,000,000
第2種優先株式	200,000,000
第3種優先株式	200,000,000
第4種優先株式	200,000,000

2. 発行済株式総数 普通株式 3,163,562,601株

3. 株主数 318,472名

4. 上位10名の株主

株 主 名	持株数および持株比率	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 515,921	% 17.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	163,043	5.51
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	74,538	2.52
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS	67,838	2.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	61,333	2.07
JPモルガン証券株式会社	53,220	1.80
SMBC日興証券株式会社	45,610	1.54
JP MORGAN CHASE BANK 385781	42,112	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385771	33,499	1.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	31,184	1.05

- (注) 1. 当社は、2025年3月31日現在、自己株式を206,974千株保有しておりますが、上位10名の株主からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(1) 取得した株式

普通株式	63,523,657株
取得価額の総額	59,005,990千円
うち、取締役会決議により買い受けた株式	
普通株式	63,503,000株
取得価額の総額	58,987,162千円

買受けを必要とした理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また役職員への株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 処分した株式

普通株式	48,981,337株
処分価額の総額	33,954,907千円

(3) 当事業年度末日における保有株式

普通株式	206,974,484株
------	--------------

6. 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

地 位	株式の種類および数		交付された者の人数
取締役および執行役（社外取締役を除く）	当社普通株式	192,815株	8名

7. その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、自己株式の取得について決議いたしました。

(1) 理由

資本効率の向上および機動的かつ柔軟な資本政策の実施を可能とし、また株式報酬として交付する株式へ充当するため。

(2) 取得する株式の種類および総数 普通株式 1億株（上限）

(3) 取得価額の総額 600億円（上限）

(4) 取得期間 2025年5月15日～2025年12月30日

(5) 取得方法 信託方式による市場買付

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
永 井 浩 二	取締役会長 指名委員 報酬委員	野村證券株式会社取締役会長（＊１）
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	野村證券株式会社代表取締役社長（＊１）
中 島 豊	取締役 代表執行役副社長	野村證券株式会社代表取締役副社長（＊１）
小 川 祥 司	取締役 監査委員（常勤） リスク委員	野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社監査役（＊１）（＊２） Nomura Holding America Inc. ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊１） Instinet Incorporated ノン・エグゼクティブ・ディレクター（＊１）
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	社外取締役 リスク委員（委員長）	Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Instinet Holdings Incorporated インディペンデント・ディレクター（＊１）
Victor Chu [ビクター・チュー]	社外取締役 監査委員	First Eastern Investment Group（第一東方投資集団）チェアマン兼CEO University College London チェア・オブ・カウンシル International Business Council of the World Economic Forum 共同議長 Airbus SE インディペンデント・ディレクター
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	社外取締役 リスク委員	Willkie Farr & Gallagher LLP シニア・カウンセラー Digital Dollar Project チェア・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクター Digital Asset Holdings, LLC インディペンデント・ディレクター Paxos Trust Company LLC インディペンデント・ディレクター Nomura Securities International, Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１） Nomura Global Financial Products Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	社外取締役 リスク委員	Columbia University, School of International and Public Affairs（SIPA） ・シニア・リサーチ・スカラー ・MPA Program in Economic Policy Management ディレクター（＊２） ・Central Banking and Financial Policy ディレクター Nomura Holding America Inc. インディペンデント・ディレクター（＊１）
高 原 豪 久	社外取締役 指名委員 報酬委員	ユニ・チャーム株式会社代表取締役社長執行役員 住友商事株式会社社外取締役
石 黒 美 幸	社外取締役 リスク委員	長島・大野・常松法律事務所パートナー Inter-Pacific Bar Association（IPBA）会長（＊２） レーザーテック株式会社社外取締役
石 塚 雅 博	社外取締役 監査委員（委員長）	野村證券株式会社取締役（＊１）
大 島 卓	社外取締役 指名委員（委員長） 報酬委員（委員長）	日本碍子株式会社代表取締役会長 東海旅客鉄道株式会社社外取締役 愛知県経営者協会会長（＊２） 東邦瓦斯株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役 Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博および大島卓は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
2. 監査委員（委員長）かつ公認会計士である取締役 石塚雅博は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員会による監査がより実効的に行われることを期待し、野村グループの業務に精通した取締役 小川祥司を常勤の監査委員として選定しております。
4. ＊1の記載がある会社は当社の100%子会社（間接所有を含む。）です。
5. ＊2の記載がある役職は、当事業年度の終了後、本事業報告作成日現在までの間に退任したもの、または本事業報告作成日現在において退任が予定されているものです。
6. 社外取締役の兼職先（＊1を除く。）と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
7. 当社は、取締役 小川祥司、Laura Simone Unger、Victor Chu、J. Christopher Giancarlo、Patricia Mosser、高原豪久、石黒美幸、石塚雅博および大島卓と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額となります。

2. 社外取締役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
Laura Simone Unger [ローラ・アンガー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Victor Chu [ビクター・チュー]	当事業年度に開催された取締役会11回すべて、および監査委員会14回のうち12回に出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者ならびに法律、規制およびコーポレート・ガバナンスに精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
J. Christopher Giancarlo [クリストファー・ジャンカルロ]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、金融関連の法制度・規制およびブロックチェーン等の先進技術に精通した専門家としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
Patricia Mosser [パトリシア・モッサー]	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年のエコノミスト、セントラル・バンカーおよび学者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
高 原 豪 久	当事業年度に開催された取締役会11回、指名委員会6回および報酬委員会6回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 黒 美 幸	当事業年度に開催された取締役会11回およびリスク委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の弁護士としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
石 塚 雅 博	当事業年度に開催された取締役会11回および監査委員会14回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の国際的な会計制度に精通した公認会計士としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。
大 島 卓	取締役、指名委員および報酬委員就任後、当事業年度に開催された取締役会9回、指名委員会5回および報酬委員会5回のすべてに出席し、適宜発言を行っております。また、社外取締役として期待される役割に関し、長年の企業経営者としての豊富な経験および知見ならびに独立性を活かし、取締役会等において、重要事項の決定および業務執行の監督等を行っております。

(注) 上記のほか、社外取締役のみをメンバーとする社外取締役会議が開催されており、各人の経験や知見等を活かし、当社の事業およびコーポレート・ガバナンスに関する事項等について議論を行っております。

3. 執行役の状況（2025年3月31日現在）

氏 名	地位および担当	重要な兼職状況
奥 田 健太郎	取締役 代表執行役社長 グループCEO	「1. 取締役の状況」参照
中 島 豊	取締役 代表執行役副社長	「1. 取締役の状況」参照
飯 山 俊 康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ	野村證券株式会社代表取締役副社長
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO） チーフ・トランスフォーメーション・ オフィサー（CTO）	野村證券株式会社取締役専務
加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO） （ニューヨーク駐在）	野村證券株式会社取締役常務 Nomura Holding America Inc. ディレクター
稲井田 洋 右	執行役 グローバル規制担当	野村證券株式会社常務（執行役員）
Christopher Willcox [クリストファー・ウィルコックス]	執行役 ホールセール部門長 （ニューヨーク駐在）	なし

(注) 1. 2025年4月1日付で、執行役 北村巧は野村證券株式会社代表取締役副社長に就任いたしました。
2. 2025年4月1日付で、執行役 加藤壮太郎は野村證券株式会社取締役専務に就任いたしました。

(ご参考) 2025年4月1日付の執行役の状況は以下のとおりです。

奥 田 健太郎	代表執行役社長 グループCEO	加 藤 壮太郎	執行役 リスク管理統括責任者（CRO）（ニューヨーク駐在）
中 島 豊	代表執行役副社長	稲井田 洋 右	執行役 コンテンツ・カンパニー長兼グローバル規制担当
飯 山 俊 康	執行役副社長 チーフ・オブ・スタッフ兼中国委員会主席	Christopher Willcox	執行役 ホールセール部門長兼インベストメント・マネジメント
北 村 巧	執行役 財務統括責任者（CFO）兼チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー（CTO）	[クリストファー・ウィルコックス]	部門チェアマン（ニューヨーク駐在）

4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社およびその子会社等の取締役、執行役、執行役員、監査役および幹部社員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。ただし、役員等個人の故意かつ詐欺的または不誠実な行為に起因するもの等一定の免責事由があります。

5. 取締役および執行役ごとの報酬等の総額

役 員 区 分	人数（注1）	固定報酬	業績連動報酬等				計
		金銭報酬			非金銭報酬等		
		ベースサラリー （注2）	現金賞与	ファントム・ ストックプラン （以下「NSU」） （注3）	譲渡制限 株式ユニット （以下「RSU」） （注3）	業績連動型 株式ユニット （以下「PSU」） （注3）	
取締役 （うち、社外）	12名 （10名）	355百万円 （198百万円）	292百万円 （－）	100百万円 （－）	－ （－）	－ （－）	747百万円 （198百万円）
執行役	7名	607百万円	2,273百万円	1,426百万円	97百万円	197百万円	4,600百万円
合 計	19名	962百万円	2,564百万円	1,527百万円	97百万円	197百万円	5,347百万円

(注) 1. 上記人数には、2024年6月に退任した取締役2名、および同月に就任した取締役1名を含んでおります。期末日現在の人員は、取締役10名、執行役7名です。なお、取締役と執行役の兼任者については、上表では執行役の欄に人数と報酬を記入しております。

2. 報酬の自主返上を反映した金額を表示しております。

3. 当事業年度以前に付与された繰延報酬のうち、当事業年度において会計上の費用として計上された金額を示しております。NSUの金額は貸借対照表日ごとに公正価値により再評価され、RSUおよびPSUの金額は付与日の公正価値により評価されます。

4. 上記のほか、当事業年度において社外取締役に對し当社の子会社の役員としての報酬等を当該子会社が合計80百万円支給しております。

6. 業績連動報酬等に関する事項

(1) 業績連動報酬等の算定方法

- ・取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されております。
- ・代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、定量的な要素および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素を勘案し、固定報酬および業績連動報酬等から構成される総報酬額を決定しております。
- ・その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外のそれぞれの報酬規制・水準などを加味し、定性的な要素も考慮のうえ、総報酬額を決定しております。

(2) 業績連動報酬等の算定に用いた業績指標

定量的な要素

野村グループの経営ビジョンやビジネス戦略との整合性を担保するため、野村グループの経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標を選定しております。また、株主との利益の一致を促進するため、株価関連指標を選定しております。当事業年度においてROEは2025年3月期の目標として掲げる8～10%を達成しました。

区分	概要	実績値	区分	概要	実績値
損益	収益合計（金融費用控除後）	18,925億円	一株当たり情報	EPS	111.03円
	経費率（注1）	75.1%	資本効率	ROE	10.0%
	税引前当期純利益	4,720億円	株主還元	株主総利回り (以下「TSR」)（注2）	98.7%

(注) 1. 金融費用以外の費用計を収益合計（金融費用控除後）で除した値

2. 当事業年度における株価の変動および配当金の合計を前事業年度末の株価で除した値

定性的な要素

野村グループの企業価値向上および持続可能な社会の実現を促すための戦略マネジメント、およびコミュニティ、人材ならびにDEI（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）に関する取組みを評価項目として選定しております。

7. 株式関連報酬および非金銭報酬等に関する事項

(1) 現在の株式関連報酬

現在の株式関連報酬は下表のとおりです。

種 類	概 要
RSU	・ 2018年3月期に対応する繰延報酬より導入しております。 ・ 1ユニット当たり当社普通株式1株を株式報酬として支給します。 ・ 繰延期間は原則として3年としております。
NSU	・ 当社の株価に連動する現金決済型の報酬制度です。 ・ RSU同様、繰延期間は原則として3年としております。
PSU	・ 2024年3月期より長期インセンティブプランの支給方法として導入しております。 ・ 付与後3年間の業績指標に基づき最終的な支給株数を決定します。 ・ 業績評価期間は原則として3年以上としております。

(2)非金銭報酬等に該当する株式関連報酬

当社においては、取締役および執行役の年次賞与の半額を繰延報酬としており、支給にあたっては、原則として非金銭報酬等に該当するRSUを用いております。また、長期インセンティブプランとしてPSUを導入しております。

(3)長期インセンティブプランとしてのPSU

当社のPSUでは、始めに、前事業年度の業績等に応じて支給する基準株数を決定します。その後、3事業年度の業績指標の実績に応じ、基準株数に0%～150%の支給率を乗じて最終的な支給株数を確定します。確定した支給株数分の当社の普通株式等を、主に自己株式の処分により交付します。なお、評価に使用する業績指標はROEおよびTSRを選定しています。詳細は以下をご参照ください。

評価に使用する業績指標

当社の中長期的な企業価値の向上および株主の皆様との利益を一致させるため、ROE（業績評価期間の平均値）とTSR（業績評価期間の絶対値）を組み合わせ使用することとします。

基準株数および支給株数の算定方法

①基準株数の算定方法

対象事業年度の業績および国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性評価を勘案して決定した金額を、付与時期における当社の普通株式の株価により除し得られた株数を基準株数とします。

②支給株数の算定方法

業績評価期間終了後、以下の算定方法に従って支給株数を算出します。

1) 業績指標および支給率

業績指標	構成比	支給率の変動幅	評価方法
ROE	50%	0%～150%	業績評価期間 3 年間の実績値（平均値）により算出
TSR	50%	0%～150%	業績評価期間 3 年間の実績値（絶対値）により算出

業績評価の基礎となるROEおよびTSRの計算方法は以下のとおりです。

<ROE>

業績評価期間 3 年間の実績値（平均値）が野村グループの経営指標として掲げる8%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が付与対象年度を含む過去3事業年度の最低値または3%のいずれか大きい値を超えない場合は支給が発生しません。なお、当該実績値が5%に達した場合に基準株数の50%が支給され、12%以上に達した場合は基準株数の150%が支給されます。

<TSR>

業績評価期間 3 年間の実績値（絶対値）が125%に達した場合、基準株数が支給されます。一方、当該実績値が100%以下の場合は支給が発生しません。また、当該実績値が150%以上に達した場合、基準株数の150%が支給されます。当該実績値の計算過程は以下のとおりです。

3 年保有TSR = (最終株価 (B) + 業績評価期間中の配当額) ÷ 当初株価 (A)

A：当初株価（業績評価期間開始前1ヵ月の平均株価終値）

B：最終株価（業績評価期間終了前1ヵ月の平均株価終値）

2) 支給株数の算定方法

支給株数は、基準株数にROEに基づく支給率とTSRに基づく支給率の平均を乗じることで算出します。なお、2025年3月期のPSUにかかる基準株数は769,600株であり、支給率150%の株数は1,154,500株です。

$$\left(\begin{array}{c} \text{ROE} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% + \begin{array}{c} \text{TSR} \\ \text{に基づく支給率} \end{array} \times 50\% \right) \times \text{基準株数}$$

3) 業績評価期間および支給スケジュール

業績評価期間は、PSUの基準株数を決定した事業年度より3年間とします。業績評価期間が終了し評価項目の実績が確定した後、上記の算定方法により確定した支給株数分の当社の普通株式等を株式報酬として支給します。

交付方法

主に自己株式の処分により交付するものとします。

(4) 株式関連報酬を繰延報酬として支給することによる効果

株式関連報酬を繰延報酬として支給することにより、報酬の経済的価値が当社の株価にリンクされ、一定の受給資格確定期間が設けられること等によって、以下の効果を期待できます。

- ・株主との利益の一致
- ・付与から受給資格確定までの一定の期間に、株価の上昇により受給時の繰延報酬の経済的価値が増大し得る機会を与えることによる中長期インセンティブ、およびリテンション
- ・中長期的な企業価値の向上という共通の目標を与えることによる部門を越えた連携・協力の推進

繰延報酬にはこのようなメリットがあるため、主要各国の規制当局からも積極的な活用が推奨されています。なお、野村グループにおける繰延報酬については、FSB（金融安定理事会）が公表している「健全な報酬慣行に関する原則」の推奨に基づき、繰延期間を原則として翌事業年度以降から3年以上としております。

8. 報酬委員会による取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する事項

(1) 方針の決定の方法

当社は指名委員会等設置会社であるため、会社法の定めるところにより、報酬委員会が「野村グループの報酬の基本方針」および「取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、每期、報酬委員会において、その妥当性を審議した上で決定しております。

(2) 野村グループの報酬の基本方針

野村グループの報酬の基本方針は以下のとおりです。

野村グループ人材（当社の取締役および執行役を含め、野村グループのすべての役職員をいう。以下同じ。）に対する報酬の基本方針として、「野村グループの報酬の基本方針」（以下「本基本方針」）を以下のとおり定める。

報酬のガバナンス

当社は指名委員会等設置会社であり、会社法の定めるところにより、その過半を社外取締役とする委員で構成される独立性の高い報酬委員会を設置している。報酬委員会は、本基本方針および「野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針」を定め、これらの方針に従い、当社の取締役および執行役の個人別の報酬の内容を審議・決定する。

当社の取締役および執行役以外の野村グループの役職員の報酬に関する各種方針および報酬総額等は、経営会議から人事・報酬に関する一定の権限を委任され、代表執行役社長グループCEOを委員長、財務およびリスク管理の観点も踏ま

えて委員長が選任する者を委員とする「人事委員会」が、各地域における人事・報酬に関する委員会等と連携のうえ、これを審議・決定する。

報酬委員会は、1934年米国証券取引所法等を遵守するために「報酬返還に関する方針」を定め、日本法に基づく当社の法定の役員である対象役員の報酬に関する事項を決定するものとし、人事委員会は当該方針の管理、運用、解釈および運営を行うものとする。

野村グループ人材に対する報酬のあり方

野村グループは、野村グループのパーパスに定める「金融資本市場の力で、世界と共に挑戦し、豊かな社会を実現する」という存在意義を追求するうえで、人材こそが最も重要であると認識している。

野村グループ人材に対する報酬は、野村グループの持続的な成長の実現と中長期的な企業価値の向上および健全かつ効果的なリスク管理を達成しつつ、株主との利益の一致を実現することを目的として設計する。また、報酬の水準と体系は、優秀な人材を確保・維持し、動機付け、育成するため、個人の役割・責任および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味したものとする。

①持続的な成長と中長期的な企業価値の向上

野村グループ人材に対する報酬は、企業理念の実現、「野村グループ行動規範」に沿った企業文化・行動の促進およびより広範な「ESG（環境・社会・ガバナンス）」への幅広い取組みに資するものとする。

また、ペイ・フォー・パフォーマンスの原則に基づき、健全かつ市場競争力のある報酬慣行を確保しつつ、野村グループのビジネス戦略および長期的な利益の実現を支援し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すものとする。

②健全かつ効果的なリスク管理

野村グループは、適切なリスク・アペタイトを設定のうえ健全かつ効果的なリスク管理態勢を構築し、報酬を決定する際に参照する主要なビジネスの業績の測定基準および指標について各ビジネスにおける財務および非財務リスクの多寡に応じて調整を行う。また、これらの定量的な要因に加え、最終的な報酬額の決定および減額に際しては、コンダクト、コンプライアンス、職業倫理および企業理念といった定性的な要因を重視する。また、報酬の付与にあたっては、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

③株主との利益の一致

一定以上の報酬を受け取る野村グループ人材については、その報酬の一部を、当社の株式に連動し、かつ適切な繰延期間を設けた株式関連報酬等とすることで、株主との利益の一致を図る。

本基本方針の改廃

本基本方針の改廃は、報酬委員会の決議による。

(3) 取締役および執行役にかかる報酬の方針

上記の野村グループの報酬の基本方針を受けて、取締役および執行役にかかる報酬の方針を以下のとおり定めております。

取締役および執行役の報酬は固定報酬と業績連動報酬等に区分され、固定報酬はベースサラリー、業績連動報酬等は年次賞与と長期インセンティブプランで構成されるものとする。なお、中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与し、かつ株主との利益の一致を図ることを目的として、報酬の一部を所定の繰延期間を設けた株式関連報酬によって支払う。

<取締役および執行役の報酬の構成>

固定報酬	業績連動報酬等	
ベースサラリー	年次賞与	長期インセンティブプラン

固定報酬

- ・ ベースサラリーは、各取締役・執行役の経歴・職歴および職位ならびに関連する業界の水準等を参考に、現金による固定報酬額として決定する。

業績連動報酬等

- ・ 代表執行役社長グループCEOについては、野村グループの業務執行の責任を負う職責にあることから、野村グループ経営上の重要指標やその算定基礎となる業績指標の実績値に基づき報酬の基礎額を算定し、これに国内外の主要競争地域における報酬水準等の定性的な要素も考慮して、金額を決定する。
- ・ その他の取締役および執行役については、代表執行役社長グループCEOの報酬を基準として、職位・職責および国内外それぞれの報酬規制・水準等を加味し、定性的な要素も考慮のうえ、金額を決定する。
- ・ 監査委員である取締役および社外取締役については、業務執行からの独立性を維持および担保する観点から、支給対象外とする。

(ア) 年次賞与

- ・ 年次賞与の支払いにおいては、一定の割合を将来に繰延べることを原則とする。

(イ) 長期インセンティブプラン

- ・ 長期インセンティブプランは、一定の業績を達成した場合に支払われるものとする。
- ・ 長期インセンティブプランの支払いにおいては、株式関連報酬等を利用する。

報酬の付与にあたっては、自己都合での退任、財務諸表の重大な修正、適用法令および野村グループの規程に対する重大な違反等に該当する場合、報酬が減額、停止、権利喪失、取消し、他の報酬との相殺または支給後の返還の対象となること（いわゆる「クローバック」）を定める。

(4) 当該事業年度にかかる取締役および執行役の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当期においては、報酬委員会を6回開催し、以下のとおり検討を重ねてまいりました。

開催日	決議・討議の概要	委員の出席状況
2024年4月26日	決議：2024年3月期の年次賞与と長期インセンティブプランについて ：取締役および執行役の5月以降のベースサラリーについて ：野村グループの報酬の基本方針の一部改訂について ：取締役および執行役の報酬の方針の一部改訂について	全員出席
2024年6月25日	決議：取締役会の招集権を有する取締役の選定について ：委員会の職務執行状況を取締役に報告する取締役の選定について ：取締役および執行役の個人別の報酬（年次賞与を除く）について ：取締役および執行役に付与するRSUおよびNSUについて 報告：当期の年間スケジュールについて ：野村グループの報酬の基本方針、野村ホールディングスの取締役および執行役にかかる報酬の方針、報酬返還に関する方針について	全員出席
2024年9月27日	決議：代表執行役に付与するPSUについて	全員出席
2024年11月1日	決議：役員報酬の自主返上について	全員出席
2024年12月5日	決議：役員報酬の自主返上について	全員出席
2025年3月28日	決議：取締役および執行役の4月以降のベースサラリーについて	全員出席

かかる審議等を経て、報酬委員会は、2025年3月期にかかる役員報酬は報酬の方針に沿ったものであり、かつ妥当であるものと判断しております。また、審議内容は取締役会にも報告しております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬の額等

項 目	支 払 額
(1) 報酬等の額	835百万円
(2) 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1,372百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社および当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務等についての対価を支払っております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
4. 監査委員会は、財務統括責任者（CFO）、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備状況および報酬見積り等の算出根拠等について確認しました。また、監査委員会は、米国企業改革法（サーベンス・オクスリー法）第202条等に基づく事前承認手続きならびにIFAC倫理規程（Code of Ethics for Professional Accountants）および関連する諸規則に基づく事前了解手続きを行っております。監査委員会は、これらの確認および手続きの結果を踏まえ、会計監査人の報酬等について検証を行い、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

3. 解任または不再任の決定の方針

- (1) 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合、監査委員会は会計監査人の解任を検討し、解任が相当であると認められるときは、監査委員会の委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。
- (2) 監査委員会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の提出議案とします。

第121期末連結貸借対照表 (前期数値はご参考)

			(単位：百万円)		
			前 期	当 期	
			(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
科 目			科 目		
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金 ・ 預 金	5,154,971	5,514,696	短 期 借 入	1,054,717	1,117,292
現 金 お よ び 現 金 同 等 物	4,239,359	4,424,462	支 払 債 務 お よ び 受 入 預 金	6,490,127	7,248,915
定 期 預 金	545,842	642,388	顧 客 に 対 す る 支 払 債 務	1,310,825	1,377,222
取引所預託金およびその他の顧客分別金	369,770	447,846	顧 客 以 外 に 対 す る 支 払 債 務	2,823,100	2,766,112
貸 付 金 お よ び 受 取 債 権	6,833,717	7,448,833	受 入 銀 行 預 金	2,356,202	3,105,581
貸 付 金	5,469,195	6,025,008	担 保 付 調 達	19,396,575	18,645,860
顧 客 に 対 す る 受 取 債 権	453,937	410,722	買 戻 条 件 付 売 却 有 価 証 券	16,870,303	16,287,758
顧 客 以 外 に 対 す る 受 取 債 権	928,632	1,030,023	貸 付 有 価 証 券 担 保 金	2,133,066	1,964,682
貸 倒 引 当 金	△18,047	△16,920	そ の 他 の 担 保 付 借 入	393,206	393,420
担 保 付 契 約	20,994,795	18,663,585	ト レ ー デ ィ ン グ 負 債	10,890,610	11,378,828
売 戻 条 件 付 買 入 有 価 証 券	15,621,132	14,004,757	そ の 他 の 負 債	1,414,546	1,456,598
借 入 有 価 証 券 担 保 金	5,373,663	4,658,828	長 期 借 入	12,452,115	13,373,678
トレーディング資産およびプライベート エクイティ・デット投資	19,656,808	22,524,049	負 債 合 計	51,698,690	53,221,171
ト レ ー デ ィ ン グ 資 産	19,539,742	22,372,339	コミットメントおよび偶発事象		
プライベートエクイティ・デット投資	117,066	151,710	(資 本 の 部)		
そ の 他 の 資 産	2,506,912	2,651,007	資 本 金	594,493	594,493
建物、土地、器具備品および設備	448,785	436,454	授権株式数	6,000,000,000株	
(2024年3月31日現在529,605百万円 2025年3月31日現在546,117百万円 の減価償却累計額控除後)			発行済株式数		
トレーディング目的以外の負債証券	335,401	485,290	2024年3月31日現在	3,163,562,601株	
投 資 持 分 証 券	105,088	98,401	2025年3月31日現在	3,163,562,601株	
関連会社に対する投資および貸付金	462,017	506,389	発行済株式数（自己株式控除後）		
そ の 他	1,155,621	1,124,473	2024年3月31日現在	2,970,755,160株	
			2025年3月31日現在	2,956,210,965株	
			資 本 剰 余 金	708,785	704,877
			利 益 剰 余 金	1,705,725	1,867,379
			累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	459,984	447,808
			自 己 株 式 （ 取 得 価 額 ）	△118,798	△143,678
			自己株式数		
			2024年3月31日現在	192,807,441株	
			2025年3月31日現在	207,351,636株	
			当 社 株 主 資 本 合 計	3,350,189	3,470,879
			非 支 配 持 分	98,324	110,120
			資 本 合 計	3,448,513	3,580,999
資 産 合 計	55,147,203	56,802,170	負 債 ・ 資 本 合 計	55,147,203	56,802,170

第121期連結損益計算書

(前期数値はご参考)

第121期連結資本勘定変動表

(前期数値はご参考)

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
委 託 ・ 投 信 募 集 手 数 料	364,095	407,011
投 資 銀 行 業 務 手 数 料	173,265	212,234
アセットマネジメント業務手数料	310,154	378,196
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	491,611	580,099
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	11,877	7,634
金 融 収 益	2,620,856	2,927,861
投 資 持 分 証 券 関 連 損 益	9,612	444
そ の 他	175,824	223,264
収 益 合 計	4,157,294	4,736,743
金 融 費 用	2,595,294	2,844,258
収 益 合 計（金 融 費 用 控 除 後）	1,562,000	1,892,485
人 件 費	673,523	732,390
支 払 手 数 料	137,328	177,452
情 報 ・ 通 信 関 連 費 用	217,126	227,018
不 動 産 関 係 費	68,698	70,166
事 業 促 進 費 用	24,236	27,055
そ の 他	167,239	186,440
金 融 費 用 以 外 の 費 用 計	1,288,150	1,420,521
税 引 前 当 期 純 利 益	273,850	471,964
法 人 所 得 税 等	96,630	124,709
当 期 純 利 益	177,220	347,255
差 引：非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	11,357	6,519
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	165,863	340,736

(単位：百万円)		
科 目	前 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	当 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
資 本 金	594,493	594,493
資 本 剰 余 金	594,493	594,493
株 式 に 基 づ く 報 酬 取 引	707,189	708,785
子 会 社 に 対 する 持 分 変 動	1,609	△3,929
関 連 会 社 に 対 する 持 分 変 動	△13	△15
期 末 残 高	708,785	704,877
利 益 剰 余 金	1,647,005	1,705,725
当 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	165,863	340,736
現 金 金 配 当	△68,674	△168,477
自 己 株 式 処 分 損 益	△2,364	△10,605
自 己 株 式 の 消 却	△36,105	－
期 末 残 高	1,705,725	1,867,379
累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益		
為 替 換 算 調 整 額	242,767	444,071
当 期 純 変 動 額	201,304	△36,094
確 定 給 付 年 金 制 度	444,071	407,977
期 首 残 高	△32,174	△19,512
年 金 債 務 調 整 額	12,662	12,407
期 末 残 高	△19,512	△7,105
ト レーディング目的以外の負債証券	－	－
期 首 残 高	－	－
ト レーディング目的以外の負債証券の 益	－	△1,147
期 末 実 現 損 益	－	△1,147
自 己 ク レ ジ ャ ッ ト 調 整 額	107,861	35,425
期 首 残 高	△72,436	12,658
自 己 ク レ ジ ャ ッ ト 調 整 額	35,425	48,083
期 末 残 高	459,984	447,808
自 己 株 式		
期 首 残 高	△118,574	△118,798
取 売 業 員 に 対 する 発 行 株 式	△61,199	△58,835
消 滅 額	0	0
期 末 残 高	24,870	33,955
当 社 株 主 資 本 合 計	3,350,189	3,470,879
非 支 配 持 分		
期 首 残 高	75,575	98,324
現 金 金 配 当	△3,548	△10,680
非 支 配 持 分 に 帰 属 する 当 期 純 利 益	11,357	6,519
非 支 配 持 分 に 帰 属 する 累 積 的 そ の 他 の 包 括 利 益	2,042	△1,243
為 替 換 算 調 整 額	11,855	△5,370
非 支 配 持 分 保 有 者 と の 取 引 (純 額)	1,043	22,570
期 末 残 高	98,324	110,120
資 本 合 計	3,448,513	3,580,999

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深田 豊大
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表および連結注記表）について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 石塚 雅博

監査委員 Victor Chu

監査委員 小川 祥司

(注) 石塚雅博およびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

第121期末貸借対照表

(2025年3月31日現在)

第121期損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)				(単位：百万円)			
資 産 の 部		負 債 の 部		科 目		金 額	
科 目	金 額	科 目	金 額				
流 動 資 産	5,501,732	流 動 負 債	3,747,126				
現金および預金	149,655	短 期 借 入 金	2,919,110				
短 期 貸 付 金	5,073,550	1 年内償還予定の社債	550,231				
未 収 入 金	3,339	貸借取引担保金	87,275				
そ の 他	275,187	未 払 法 人 税 等	6,723				
固 定 資 産	5,580,713	賞 与 引 当 金	77,246				
有 形 固 定 資 産	35,808	そ の 他	106,542				
建 物	6,005	固 定 負 債	4,759,308				
器 具 備 品	9,208	社 債	2,684,987				
土 地	0	長 期 借 入 金	1,935,078				
建 設 仮 勘 定	20,595	そ の 他	139,243				
無 形 固 定 資 産	76,170	負 債 合 計	8,506,434				
ソ フ ト ウ エ ア	76,169	純 資 産 の 部					
そ の 他	0	科 目		金 額			
投資その他の資産	5,468,736	株 主 資 本	2,641,161				
投資有価証券	103,586	資 本 金	594,493				
関係会社株式	2,493,762	資 本 剰 余 金	559,676				
その他の関係会社有価証券	50,819	資 本 準 備 金	559,676				
関係会社長期貸付金	2,714,583	利 益 剰 余 金	1,630,474				
長期差入保証金	21,223	利 益 準 備 金	81,858				
繰延税金資産	67,034	その他利益剰余金	1,548,616				
そ の 他	17,752	繰越利益剰余金	1,548,616				
貸倒引当金	△23	自 己 株 式	△143,482				
		評価・換算差額等	△65,452				
		その他有価証券評価差額金	29,008				
		繰延ヘッジ損益	△94,461				
		新 株 予 約 権	303				
		純 資 産 合 計	2,576,011				
資 産 合 計	11,082,445	負債・純資産合計	11,082,445				

営 業 収 益	665,643
資 産 利 用 料	110,475
不 動 産 賃 貸 収 入	27,627
商 標 使 用 料	53,505
関 係 会 社 受 取 配 当 金	175,396
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	274,818
そ の 他 の 売 上 高	23,823
営 業 費 用	538,600
人 件 費	66,935
不 動 産 関 係 費	39,387
事 務 費	85,192
減 価 償 却 費	29,310
租 税 公 課	3,006
そ の 他 の 経 費	8,776
金 融 費 用	305,994
営 業 利 益	127,043
営 業 外 収 益	18,346
営 業 外 費 用	4,711
経 常 利 益	140,679
特 別 利 益	1,673
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,511
新 株 予 約 権 戻 入 益	93
固 定 資 産 売 却 益	69
特 別 損 失	4,980
投 資 有 価 証 券 売 却 損	35
投 資 有 価 証 券 評 価 損	190
関 係 会 社 株 式 売 却 損	3,032
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,132
固 定 資 産 除 売 却 損	590
税 引 前 当 期 純 利 益	137,372
法人税、住民税および事業税	9,124
法 人 税 等 調 整 額	△4,428
当 期 純 利 益	132,675

第121期株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額
株 主 資 本	本 金				
資 本	高				594,493
当 期 首 残 高					
当 期 末 残 高					594,493
資 本 剰 余 金					
資 本	金				
当 期 首 残 高					559,676
当 期 末 残 高					559,676
資 本 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高					559,676
当 期 末 残 高					559,676
利 益 剰 余 金					
利 益	金				
当 期 首 残 高					81,858
当 期 末 残 高					81,858
そ の 他 利 益 剰 余 金					
繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高					1,537,390
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△112,541
当 期 純 利 益					132,675
自 己 株 式 の 処 分					△8,908
当 期 変 動 額 合 計					11,226
当 期 末 残 高					1,548,616
利 益 剰 余 金 合 計					
当 期 首 残 高					1,619,248
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△112,541
当 期 純 利 益					132,675
自 己 株 式 の 処 分					△8,908
当 期 変 動 額 合 計					11,226
当 期 末 残 高					1,630,474
自 己 株 式					
当 期 首 残 高					△118,431
当 期 変 動 額					
自 己 株 式 の 取 得					△59,006
自 己 株 式 の 処 分					33,955
当 期 変 動 額 合 計					△25,051
当 期 末 残 高					△143,482

科 目					金 額
株 主 資 本 合 計					
当 期 首 残 高					2,654,986
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△112,541
当 期 純 利 益					132,675
自 己 株 式 の 取 得					△59,006
自 己 株 式 の 処 分					25,047
当 期 変 動 額 合 計					△13,825
当 期 末 残 高					2,641,161
評 価 ・ 換 算 差 額 等					
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金					
当 期 首 残 高					28,803
当 期 変 動 額					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					205
当 期 変 動 額 合 計					205
当 期 末 残 高					29,008
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					
当 期 首 残 高					△143,162
当 期 変 動 額					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					48,701
当 期 変 動 額 合 計					48,701
当 期 末 残 高					△94,461
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計					
当 期 首 残 高					△114,359
当 期 変 動 額					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					48,907
当 期 変 動 額 合 計					48,907
当 期 末 残 高					△65,452
新 株 予 約 権					
当 期 首 残 高					270
当 期 変 動 額					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					33
当 期 変 動 額 合 計					33
当 期 末 残 高					303
純 資 産 合 計					
当 期 首 残 高					2,540,897
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△112,541
当 期 純 利 益					132,675
自 己 株 式 の 取 得					△59,006
自 己 株 式 の 処 分					25,047
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					48,939
当 期 変 動 額 合 計					35,114
当 期 末 残 高					2,576,011

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 深田 豊大
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 林 慎一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長尾 充洋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 栗田 俊郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示する

ことにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに会社の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、執行役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役、執行役員、監査等委員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項についてEY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行について、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社子会社である野村證券株式会社において、国債先物取引に関する金融庁からの課徴金納付命令のほか、元社員が逮捕・起訴される事案が発生いたしました。事業報告に記載のとおり、野村證券株式会社ではこれらの事案に対する再発防止策・対応策を策定し、内部管理体制の高度化を含めた再発防止の取組みを進めています。当監査委員会としても、再発防止策・対応策の進捗とその実効性につき、引き続き監視・検証してまいります。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

野村ホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 石塚 雅 博

監査委員 Victor Chu

監査委員 小 川 祥 司

(注) 石塚雅博およびVictor Chuは会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内・株主メモ



※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用ください。 ※お土産はご用意しておりませんので予めご了承ください。

第121期 期末配当金のお支払いについて

第121期 期末(2025年3月31日基準日)配当金につきましては、2025年6月2日(月)より1株につき34円(普通配当24円、記念配当10円)のお支払いを開始いたします。
「配当金領収証」にてお受け取りの株主様は**2025年7月4日(金)までに**最寄りのゆうちょ銀行本支店および郵便局などにてお受け取りください。

<https://www.jsda.or.jp/about/torikumi/ryoushushou/index.html>

株式の配当金は証券口座や銀行口座での受け取りがおすすめです。



株式事務のご案内

- 事業年度：4月1日～翌年3月31日
- 定時株主総会：毎年6月中に開催
- 株主名簿管理人および特別口座管理機関
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
フリーダイヤル 0120-232-711
- 株主総会に関するお問い合わせ先
〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1
野村ホールディングス株式会社 グループ総務部
電話 03-5255-1000 (代表)

※株主様の各種お手続き(住所変更、配当金の振込指定、単元未満株式の買取・買増請求など)については、株式をお預けの証券会社等にお問い合わせください。

※特別口座に記録された株式に関するお手続きについては左記の三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。

詳しくは当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nomuraholdings.com/jp/investor/shareholders/ssstep.html>

野村 株式等に関するお手続き

検索

